

一般社団法人 群馬県社会就労センター協議会

規程集

一般社団法人 群馬県社会就労センター協議会

目 次

	(頁)
1. 設立趣意書	1
2. 定款	2
3. 会員規程	1 1
4. 委員会設置・運営規程	1 4
5. 群馬県障害者施設等共同受注窓口推進・評価委員会設置要綱 . . .	1 5
6. 個人情報保護規程	1 6
7. 個人情報保護規程施行細則	2 1
8. 群馬県障害者施設等共同受注窓口運営規程	2 8
9. 群馬県障害者施設等共同受注窓口割振り基準	3 3
1 0. 群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約	3 7
1 1. 群馬県障害者施設等共同受注窓口利用規約	4 8

一般社団法人 群馬県社会就労センター協議会 設立趣意書

平成 26 年 1 月 20 日、我が国でも「障害者権利条約」を締結しました。これによって、今後、我が国でも障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。条約の中では、障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定も含む。）の禁止や障害者が社会に参加し、包容されることの促進などが定められています。労働の権利の促進もその一つです。

人は、「働く」ことによって、生活の糧を得るとともに、社会の中での自らの役割を認識し、生き甲斐を感じることができます。これは、たとえ障害をもっていたとしても変わりはなく、現在、一般企業や自営業者の下で一般就労に励むほか、障害者施設・事業所（以下「事業所」という。）で支援や訓練を受けながら多くの方々が働いています。私たち社会就労センター協議会は、それらの事業所の管理者が集まって組織された協議会です。

平成 5 年の協議会設立以来、「利用者（就労支援や就労訓練といった障害福祉サービスを利用する方々）一人一人の人権を尊重し、その自立と自己実現を支援すること」を目的に、利用者が生き甲斐をもって仕事や活動に取り組めるように、会員事業所が互いに協力して、支援技術を向上させ、人権倫理意識を磨くため、各種研修会や共同販売会、共同製品の開発・販売などの事業に取り組んできました。

このような中、平成 25 年 4 月に「障害者優先調達推進法」が施行されました。事業所等の受注の機会を確保し、もって障害者の自立促進に資することを目的としたもので、国や地方公共団体に事業所等の製品・サービスを調達する方針を策定・公表し、また、その実績を公表することを義務づけました。これによる需要増に対応するため、私たちは、群馬県を始め、関係機関と協議しながら、「共同受注窓口」の設置準備を進めてきました。この窓口は、県内の事業所が共同して受注窓口を持ち、大口受注への対応や事業所の製品・サービスの PR を行うことで、利用者に十分な仕事を確保し工賃（就労の対価）の向上を目指すものです。

具体的には、以下の事業を進めてまいります。

- (1) 就労支援事業等に関する調査研究並びに啓発活動に関する事業
- (2) 会員の資質向上に関する事業
- (3) 共同受注窓口の運営
- (4) 障害者施設等の製品・サービスの受注の確保及び販路拡大に関する事業
- (5) 障害者施設等の製品・サービスの受注・発注及び障害者施設等への斡旋事業
- (6) 製品開発・販売促進に関する事業
- (7) 就労支援事業等の育成強化に必要な事業
- (8) 障害者施設等の製品・サービスに関する広報・宣伝

平成 25 年度の工賃の平均月額額は、16,346 円（就労継続支援 B 型事業所のみ）で、群馬県が設定している目標工賃（平成 25 年度 18,500 円、平成 26 年度 20,000 円）と比べ大きく下回っているのが現状です。私たちは、この窓口事業を軌道に乗せ、是非ともこの目標を達成したいと思っています。

この窓口の役割の一つとして、契約主体となり、大口注文（複数事業所に対応する注文）を受注することが求められています。そのためにも、信用性確保の観点から法人格を取得することが適当と考えました。

窓口事業の実施は、私たちの長年の悲願であり、この度の法人化、窓口事業の開始を機に、今まで以上に、障害者の福祉の増進に向けた取組に励みたいと考えています。

平成 26 年 9 月 20 日

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会
設立代表者 中塚 美子

一般社団法人 群馬県社会就労センター協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 群馬県社会就労センター協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県前橋市新前橋町13番地12に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害者就労支援事業、生活支援事業等（以下「就労支援事業等」という。）を行う各施設・事業所（以下、「障害者施設等」という。）の利用者の福祉増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 就労支援事業等に関する調査研究並びに啓発活動に関する事業
- (2) 会員の資質向上に関する事業
- (3) 共同受注窓口の運営
- (4) 障害者施設等の製品・サービスの受注の確保及び販路拡大に関する事業
- (5) 障害者施設等の製品・サービスの受注・発注及び障害者施設等への斡旋事業
- (6) 製品開発・販売促進に関する事業
- (7) 就労支援事業等の育成強化に必要な事業
- (8) 障害者施設等の製品・サービスに関する広報・宣伝
- (9) 会員相互及び関係機関・団体との連絡調整
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置き、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 会員 当法人の活動に賛同し、群馬県内において運営されている障害者施設等。

(入会)

第7条 当法人の会員になろうとする障害者施設等は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対して、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が解散したとき。
- (2) 会費等の支払い義務を6か月以上履行しなかったとき。ただし、特別の事由があり、理事会の承認を得た場合は除く。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 前3条により会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令及び本定款で定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、予め総会の開催を通知した書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、当該総会において、出席した会員の中から選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第19条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該会員は、委任することを証する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、当該会員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員のうちから議長が指名する議事録署名人2名が、前項の議事録

に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(設置)

第22条 当法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上12名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。
 - 3 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。
ただし、必要があるときは3名を副会長とすることができる。

(選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、この法人の理事又は事務局職員を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、事前に会長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権限義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して報酬は支払わない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
- 4 会長は、審議事項に応じて理事以外の者に出席を要請し、諮問することができる。ただし、それらの出席者は議決権を有しない。

(権限)

第30条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則、規程の制定、変更及び廃止
 - (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (4) 事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (6) 理事の職務の執行の監督
 - (7) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める内部管理体制の整備

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長には、会長が当たる。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する他の理事が、順次に会長の職務に当たる。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了に伴う理事全員の改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第24条第4項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立日の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出をすることができる。

- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、総会における総会員の半数以上であつて、総会員の3分の2以上の多数の議決、その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金を配分することができない。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、専門的事項について、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第43条 当法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に共同受注窓口を置き、障害者施設等の製品・サービスの受注・斡旋等を行う。
3 事務局には、事務局長等所要の職員を置く。
4 事務局の職員は、会長が任命し、その旨理事会に報告する。
5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿等の備え置き)

第44条 当法人の事務局に、次の書類及び帳簿を備え置く。ただし、法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 登記に関する書類

- (5)総会及び理事会の議事に関する書類
- (6)計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- (7)資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8)その他、法令で定める帳簿書類等

2 前項各号の書類等の閲覧複写については、個人情報の保護に規定するもののほか、法令の定めによるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開する。

(個人情報の保護)

第46条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の設立後最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月末日までとする。

(会員の移行)

第48条 当法人設立時前において、当法人の前身である「群馬県社会就労センター協議会」の会員で第6条の会員に該当する障害者施設等は、第7条の規定にかかわらず、法人設立後は当法人の会員とみなす。

(委任)

第49条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

(設立時役員)

第50条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	中塚	美子
設立時理事	村山	良明
設立時理事	萬谷	高文
設立時理事	倉橋	哲哉
設立時理事	福田	政彦
設立時理事	新井	亘
設立時理事	中村	建児
設立時理事	半田	卓穂
設立時理事	中原	泉
設立時理事	鳥羽	正晃

設立時理事 鈴木 隆子

設立時代表理事 中塚 美子

設立時監事 武田 英

設立時監事 藤澤 恵実子

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 群馬県伊勢崎市境保泉1-9-14番地2 リバータウン広瀬

氏名 中塚 美子

2 住所 群馬県前橋市堀越町1-5-97番地10

氏名 村山 良明

3 住所 群馬県渋川市行幸田3-2-7番地5

氏名 萬谷 高文

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令の定めるところによるものとする。

以上、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会の設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年9月20日

設立時社員 中塚 美子 ㊟

設立時社員 村山 良明 ㊟

設立時社員 萬谷 高文 ㊟

附 則

この定款は、平成28年5月28日から施行する。

一般社団法人 群馬県社会就労センター協議会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」という。）定款第6条に定められた会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 本会の会員になろうとする障害者施設等は、入会申込書（別記様式第1号）を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第3条 本会の会員が納入すべき会費について、次のように定める。

- (1) 入所施設は、年額10,000円（新事業体系で施設入所事業を行う施設を含む。）
- (2) 通所施設は、年額5,000円
- (3) 地域活動支援センターは、年額3,000円

2 会費は、入会する歴月に関係なく、全額を納入しなければならない。

3 既納の会費については、いかなる理由があってもこれを返還しない。

4 会費の額の変更については、社員総会の決議による。

(会員の権利)

第4条 会員は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会の社員として、社員総会において社員としての権利を行使できる。

(会員の資格喪失)

第5条 会員は、次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 会員が、退会届（別記様式第2号）を会長に提出し、受理されたとき

(2) 会員が、次のいずれかに該当し、総会の決議により除名されたとき

ア、定款その他規則に違反したとき

イ、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

ウ、その他除名すべき正当な事由があるとき

(3) 前2項の場合のほか、会員が、次のいずれかに該当するに至ったとき

ア、当該会員が解散したとき

イ、会費等の支払い義務を6か月以上履行しなかったとき。ただし、特別の理由があり、理事会の承認を得た場合を除く

(会員名簿)

第6条 本会は、会員名簿を作成する。

2 会員名簿は、事務局に備え置かなければならない。

3 会員名簿は、10年間保存する。

(年度)

第7条 会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。ただし、会費の改定については総会の決議による。

附 則

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

2 群馬県社会就労センター協議会の会員で、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会会員となる者の平成26年度会費は、群馬県社会就労センター協議会から引き継ぐものとする。

(別記様式第 1 号)

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 入会申込書

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会

会 長 様

平成 年 月 日

貴会の活動に賛同し、入会を申し込みます。

施設・事業所名

施設長名

㊞

入会希望年月日		平成 年 月 日
施設 の 概 要	施設・事業所名	
	所在地	
	法人名等	
	TEL/FAX	TEL FAX
	E-mail	
	ホームページの U R L	
	事業の種別	
	利用定員	
特記事項		

注) 会費の納入については、事務局より別途連絡します。

(別記様式第 2 号)

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 退会届

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会

会 長 様

平成 年 月 日

この度、都合により退会したく届け出いたします。

施設・事業所名

施設長名 

会員 NO.	
退会希望年月日	平成 年 月 日
施設・事業所名	
退会理由 (記入は任意です)	

一般社団法人 群馬県社会就労センター協議会 委員会設置・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」という。）定款第42条に定められた委員会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 委員会は、理事会の議決によりこれを設置する。

(構成員)

第3条 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

(設置する委員会並びに委員長及び副委員長)

第4条 本会に次の委員会を置き、それぞれ当該委員会の委員の互選により委員長及び副委員長を置く。なお、委員長は、本会理事である者とする。

(1) 広報・研修委員会 委員長1名、副委員長2名

(2) 事業振興委員会 委員長1名、副委員長3名

2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、重任は妨げない。補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、会長の承認を得て、委員長がこれを招集する。ただし、委員の3分の2以上の申し出があったときは、委員会を招集しなければならない。

(委員会の業務・活動)

第6条 委員会は、本会の目的を達成するため、次の業務又は活動を行う。

(1) 広報・研修委員会

ア、就労支援事業等の調査研究並びに啓発活動に関する事業

イ、会員の資質向上に関する事業

ウ、障害者施設等の製品・サービスに関する広報・宣伝

エ、その他必要な事業

(2) 事業振興委員会

ア、障害者施設等の製品・サービスの受注の確保及び販路拡大に関する事業

イ、製品開発・販売促進に関する事業

ウ、就労支援事業所等の育成強化に必要な事業

エ、その他必要な事業

(活動経費)

第7条 委員会の活動経費は、事業経費として理事会に諮り決定する。

附 則

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

2 群馬県社会就労センター協議会の会員で、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会会員となる者の委員会の所属は、特に申出のない限り引き続きその委員会の委員とする。

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会
群馬県障害者施設等共同受注窓口推進・評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の趣旨を踏まえ、就労に必要な知識や能力を身につけるための訓練等を実施する障害者施設等において利用者に支払われる工賃水準を向上させ、自立した生活を送れるようにすることを目的として、複数の事業所が共同して受注、品質管理等を行うことにより受注量の増大、販路の拡大等を図る「共同受注窓口」における重要事項の検討及び割振り事務等の適正な執行を評価するため、群馬県障害者施設等共同受注窓口推進・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員等)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる機関から選任するものとする。

- (1) 社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
- (2) 群馬県身体障害者施設運営協議会
- (3) 公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会
- (4) 特定非営利活動法人群馬県精神障害者社会復帰協議会
- (5) 群馬県福祉作業所連絡協議会

2 委員会にオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 委員会に会長、副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 共同受注窓口の推進に関する事
- (2) 共同受注窓口の受注と障害者施設への割振りに関する事
- (3) 共同受注窓口の広報と販売促進等営業活動に関する事
- (4) その他、共同受注窓口の事業の実施に関し必要な事

(会議)

第6条 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会に置く。

附 則

この要綱は、平成26年8月20日から適用する。

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

群馬県社会就労センター協議会共同受注窓口推進・評価委員会 委員名簿
(敬称略)

	氏 名	所 属	役 職	備 考
1	下城 茂雄	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会	会長	
2	山田 雅人	群馬県身体障害者施設運営協議会	会長	
3	大淵 純男	公益社団法人 群馬県知的障害者福祉協会	会長	
4	小暮 明彦	特定非営利活動法人 群馬県精神障害者社会復帰協議会	理事長	
5	石坂 眞智子	群馬県福祉作業所連絡協議会	会長	

オブザーバー (敬称略)

	氏 名	所 属	役 職	備 考
1	井上 秀洋	群馬県障害政策課	自立支援 専門官	

群馬県社会就労センター協議会共同受注窓口推進・評価委員会委員の

報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、群馬県社会就労センター協議会が設置する「共同受注窓口推進・評価委員会」の委員に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用の範囲）

第2条 この規程を適用する範囲は、次のとおりとする。

- （1） 群馬県社会就労センター協議会共同受注窓口推進・評価委員会に出席する委員
- （2） その他会長が必要と認めたもの。

（報酬）

第3条 委員が前条に規定する会議に出席したときは、日当として1日につき 4,000 円を支給する。

（費用の弁償）

第4条 委員が第2条に規定する会議等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

（旅費の額）

第5条 旅費の額は、陸路の場合1キロメートル当たり25円を支給する。なお、電車、バスを利用した場合は実費を支給する。

（この規程に定めのない事項）

第6条 報酬及び費用弁償について、この規程に定めのない事項については会長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成26年8月20日から施行する。

一般社団法人 群馬県社会就労センター協議会 個人情報保護規程

目 次	(頁)
第1章 総 則（第1条－第3条）	1
第2章 個人情報の利用目的の特定等（第4条－第6条）	2
第3章 個人情報の取得の制限等（第7条－第8条）	2
第4章 個人データの安全管理（第9条）	3
第5章 個人データの第三者提供（第10条）	3
第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止（第11条－第12条）	4
第7章 組織及び体制（第13条－第15条）	5
第8章 雑 則（第16条）	5
附 則	5

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるものの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

（本会の責務）

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 本会は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 本会は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 本会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第7条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報に

については取得しないものとする。

3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

4 本会は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第9条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 本会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

5 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの適正管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第10条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第11条 本会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等)

第12条 本会は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第13条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、会長とする。

3 会長は、本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 会長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

5 会長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

(苦情対応)

第14条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、会長とするものとする。

3 会長は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

第15条 本会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑 則

(その他)

第16条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

一般社団法人 群馬県社会就労センター協議会 個人情報保護規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）の規定に基づき、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報についての開示の手続その他保護規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第2条 保護規程第5条に規定する個人情報取扱業務概要説明書は、様式1による。

(委託契約)

第3条 保護規程第9条第5項に規定する委託契約については、様式2による。

(開示申出書の提出)

第4条 保護規程第11条第1項の規定による開示申出書の提出は、開示申出書（様式3）により行うものとする。

(本人であることを証明するために必要な書類等)

第5条 開示申出をしようとする者が、保護規程第11条第1項の規定により書面又は口頭で開示申出があった場合は、本人であることを証明するために必要な書類は次の各号に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険の被保険者証
- (3) 旅券
- (4) その他本人であることを確認するため本会が適当と認めるもの

(開示決定等の通知)

第6条 保護規程第11条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

- (1) 保有個人データを開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書（様式4-①）
- (2) 保有個人データを開示しない旨の決定 個人情報不開示決定通知書（様式4-②）

(訂正、追加、削除、利用停止申出書の提出)

第7条 保護規程第12条第1項の規定による申出書の提出は、訂正、追加、削除、利用停止申出書（様式5号）により行うものとする。

(訂正、追加、削除、利用停止決定等の通知)

第8条 保護規程第12条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

- (1) 個人データの訂正、追加、削除、利用停止をする旨の決定 個人情報の（訂正・追加・削除・利用停止）決定通知書（様式6-①）
- (2) 個人データの訂正、追加、削除、利用停止をしない旨の決定 個人情報の（訂正・追加・削除・利用停止）不決定通知書（様式6-②）

附 則

この施行細則は、平成26年10月1日から施行する。

(様式1) 個人情報取扱業務概要説明書

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程

〇〇事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、〇〇事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、下記のとおりである。

個人情報の種類 (本事業にかかわって取得 ・利用する個人情報)	
個人情報の利用目的	
個人情報の利用・提供方法	
その他の情報	
個人情報保護担当者	
本事業における苦情対応担当者	

※個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等は、事業の状況に即して、具体的な名称を記載すること。

(様式2) 委託契約

- 1 本会が、個人データを受託者に引き渡してその処理を行わせ、又はその個人データを利用して本会の業務を遂行させる場合の委託契約を想定している。
- 2 委託契約に次の条項を規定するものとする。甲は委託者である本会、乙は受託者である。

(個人情報の保護)

第〇条 乙は、この契約による業務を処理するため個人データを取り扱う場合は、個人情報保護のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 秘密の厳守 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 個人データの取扱い 乙は、この契約による業務を処理するため個人データを取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵害することのないよう最大限努めなければならない。
- (3) 再委託の禁止 乙は、甲があらかじめ承諾していない限り、個人データの処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- (4) 目的以外の使用禁止 乙は、この契約による業務を処理するために甲より引き渡された〇〇をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 複写、複製の禁止 乙は、この契約による業務を処理するために甲より引き渡された〇〇を甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。
- (6) 個人データの保管 乙は、この契約による業務を処理するために甲より引き渡された〇〇を滅失及びき損することのないよう、安全な管理に努めなければならない。
- (7) 返還義務 乙は、この契約による業務を処理するために甲より引き渡された〇〇を委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。
- (8) 事故報告義務 乙は、この契約による業務を処理するために甲より引き渡された〇〇の内容を漏えい、滅失及びき損した場合には、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

開 示 申 出 書	
平成○年○月○日	
一般社団法人群馬県社会就労センター協議会	
会 長	○ ○ ○ ○ 殿
氏 名 _____	
住 所 _____	
生年月日 _____ 年 月 日	
私の個人情報について、下記のとおり開示の申出をします。	
記	
1	個人情報の区分
①	共同受注窓口事業
②	その他 (_____)
2	開示を求める項目
①	全部
②	一部 (項目名 _____)

(様式4) 開示書面

① 開示する場合の書面

平成〇年〇月〇日 〇 〇 〇 〇 殿 一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 会 長 〇 〇 〇 〇 個人情報の開示について 平成〇年〇月〇日付で開示申出をいただきました貴殿の個人情報につきましては、別添のとおりですので、お知らせいたします。
--

② 開示しない場合の書面

平成〇年〇月〇日 〇 〇 〇 〇 殿 一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 会 長 〇 〇 〇 〇 個人情報の開示について 平成〇年〇月〇日付で開示申出をいただきました貴殿の個人情報につきましては、検討の結果、開示しないことといたしましたので、お知らせいたします。 なお、開示しない理由は、下記のとおりです。 記

(様式5) 訂正、追加、削除、利用停止等申出書

（訂正
追加
削除
利用停止）等申出書

平成〇年〇月〇日

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会
会 長 〇 〇 〇 〇 殿

氏 名 _____

住 所 _____

先般開示を受けた私の個人情報について、下記のとおり〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出をします。

記

- 1 開示を受けた年月日： 平成〇年〇月〇日
- 2 〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出の内容

開示内容	〔訂正・追加・削除・利用停止〕の内容

(様式6) 通知書面

① 訂正、追加、削除、利用停止等をする旨の通知書面様式

平成○年○月○日	
○ ○ ○ ○ 殿	
一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 会 長 ○ ○ ○ ○	
個人情報の〔訂正・追加・削除・利用停止〕について	
貴殿の平成○年○月○日付の本会の保有する個人情報の訂正等申出につきましては、 事実の確認の調査を行い、その結果、申出どおり〔訂正・追加・削除・利用停止〕を することといたしましたので、お知らせいたします。	
なお、個人情報の〔訂正・追加・削除・利用停止〕の内容は、次のとおりですので、 ご確認ください。	
〔訂正・追加・削除・利用停止〕前	〔訂正・追加・削除・利用停止〕後

② 訂正、追加、削除、利用停止等をしない旨の通知書面

平成○年○月○日	
○ ○ ○ ○ 殿	
一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 会 長 ○ ○ ○ ○	
個人情報の〔訂正・追加・削除・利用停止〕等の申出について	
貴殿の平成○年○月○日付の本会の保有する個人情報の訂正等申出につきましては、 事実の確認の調査を行い、その結果、〔訂正・追加・削除・利用停止〕をしないこと といたしましたので、お知らせいたします。	
なお、個人情報の〔訂正・追加・削除・利用停止〕をしない理由は、下記のとおり です。	
記	

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 群馬県障害者施設等共同受注窓口運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 登録事業所（第7条－第16条）
- 第3章 共同受注（第17条－第19条）
- 第4章 その他の事業（第20条－第24条）
- 第5章 推進・評価委員会（第25条）
- 第6章 事業報告（第26条）
- 第7章 個人情報保護（第27条）
- 第8章 雑則（第28条－第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」という。）において群馬県障害者施設等共同受注窓口（以下「本窓口」という。）を運営するに当たり必要な事項を定め、本窓口の適正かつ円滑な運営を図り、もって障害者の工賃向上及び障害者施設等の連携強化に資することを目的とする。

（定義）

- 第2条 本規程において「事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）又は同条第25項に規定する地域活動支援センターを行う施設をいう。
- 2 本規程において「登録事業所」とは、本会理事会において別に定める「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約」（以下「事業所規約」という。）に同意の上、第5条の規定により登録を申請し、本会の承認を受けた事業所をいう。
- 3 本規程において「群馬県障害者施設等共同受注窓口ホームページ（以下「窓口ホームページ」という。）」とは、本会が運営し、登録事業所が、事業所の紹介並びに、製品及びサービスの販売等を行うホームページをいう。
- 4 本規程において「小口受注」とは、本窓口が斡旋し、単独の登録事業所により受注するものをいう。
- 5 本規程において「大口受注」とは、本窓口が斡旋し、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文を、複数の登録事業所が合同で、又は、役割分担により受注するものをいう。

（本窓口の名称及び所在地）

第3条 本窓口の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 群馬県障害者施設等共同受注窓口
- (2) 所在地 群馬県前橋市新前橋町13番地12

（運営管理）

第4条 本窓口の運営管理は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会が行う。

（事業）

第5条 本窓口は、前条に定める目的を達成するため、以下の事業を実施する。

- (1) 共同受注 発注と受注のマッチング、複数の事業所による共同の受注等
- (2) 共同販売 事業所製品の共同販売会の開催
- (3) 製品開発 共同製品の開発、製造等
- (4) ホームページ運営 窓口ホームページ開設及び運営
- (5) 販売促進 営業活動、イベント開催等
- (6) その他 専門家派遣、研修会開催等

(本会の責務)

第6条 本会は、本窓口を本会の目的を達成するための重要な事業と位置づけ、その運営に当たっては、常に公平性、公正性及び透明性の確保に配慮し、事業の目的の達成のために最大限努力するものとする。

第2章 登録事業所

(対象事業所)

第7条 登録事業所の対象となる者は、次の事業所のうち群馬県内に所在を置く者とする。

- (1) 就労継続支援A型事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所
- (3) 生産活動を行っている生活介護事業所
- (4) 地域活動支援センター

(登録)

第8条 本窓口において実施する事業への参加を希望する事業所は、事業所規約に基づき申請し、本会の承認を得るものとする。

- 2 登録事業所は、本窓口が登録事業所の共同により運営されるものであることを意識し、善良な管理者の注意をもって、本窓口の事業に取り組むとともに、事業所規約を遵守しなければならない。

(登録期間)

第9条 本窓口の登録期間は、登録日の存する年度の末日までとする。

(登録事業所情報の変更)

第10条 登録事業所は、登録している登録事業所の情報に変更が生じた場合には、変更(予定)日の前後1か月以内に、事業所規約に定める登録事業所情報変更届出書を、本会に提出するものとする。

(登録の解除)

第11条 登録事業所は、本窓口から登録解除を希望するときは、解除日の1か月前までに、事業所規約に定める登録解除届出書を、本会に提出するものとする。

ただし、登録事業所が、本窓口が斡旋し、現に具体的取引に着手していた場合には、登録の解除をすることはできない。

(登録の取消し)

第12条 登録事業所は、事業所規約に違反したと本会が判断した場合、又は事業所規約に定める禁止事項に該当する行為があると認められる場合には、事前の通告なく、登録を取り消すことができる。

(登録の解除等に伴う権利及び義務)

第13条 登録事業所が前2条の規定により登録の解除又は取消しとなったときは、登録事業所としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、登録事業所が、本窓口が斡旋し、現に具体的取引に着手している業務等の履行、又は登録料等の支払いの義務は、これを免れることはできない。

(登録の更新)

第14条 本会は、毎年度3月1日までに登録事業所から登録解除の意思表示がない場合

には、翌年度も登録を継続するものとし、登録事業所に、事業所規約に定める登録事業所証を交付する。

(登録事業所名簿の作成)

第15条 本会は、登録事業所の名簿を作成し、登録事業所の適正な管理を行うものとする。

(登録料)

第16条 登録事業所は、本会に登録料を納入しなければならない。

また、登録解除等いかなる事由が生じても徴収した登録料は返戻しないものとする。

ただし、本会の過誤による場合はこの限りでない。

2 登録料は、次のとおりとする。

(1) 就労継続支援A型事業所 年間30,000円

(2) 就労継続支援B型事業所 年間20,000円（ただし、当該事業所の前年度の平均月額額が、群馬県内のすべての就労継続支援B型事業所のそれに満たない場合は、年間10,000円）

(3) 生産活動を行っている生活介護事業所 年間3,000円

(4) 地域活動支援センター 年間3,000円

3 前項に定める登録料は、登録日が10月から翌年3月までの間にある場合は、それぞれその半額とする。

4 登録事業所は、前2項に定める登録料を、一括して、本会が指定する日までに、次のいずれかの方法により納入するものとする。

なお、本会から請求があった日から2か月を越えて納入が認められない場合は、特段の事情がない限り、登録を取り消すものとする。

(1) 本会の指定する口座への振込み

(2) 現金書留使用による郵送

(3) 本会事務局での直接支払い

5 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、登録事業所の負担とする。

第3章 共同受注

(共同受注窓口)

第17条 本会は、登録事業所が共同して注文を受け付けるための窓口を設置し、次の業務（以下「共同受注」という。）を行うものとする。

(1) 注文の受付

(2) 登録事業所への注文の割振り

(3) 受注した登録事業所への売上の配分

(4) 窓口において受注した結果の公表

2 共同受注に関して必要な事項は、本会理事会において「群馬県障害者施設等共同受注窓口割振り基準」として別に定める。

(斡旋手数料)

第18条 登録事業所が本窓口から斡旋を受けて受注し、製品及びサービスの販売等を行い、発注者から代金が支払われた場合は、本会にその売上額を報告し、斡旋手数料を納入するものとする。

2 斡旋手数料は、受注の形態に応じて、次のとおりとする。

(1) 小口受注 当該登録事業所の売上額の10%（円未満切捨て）

(2) 大口受注 当該登録事業所の売上額の20%（円未満切捨て）

3 登録事業所は、前項に定める斡旋手数料を、四半期ごとに、本会により指定された期日までに、次のいずれかの方法により納入するものとする。

なお、本会から請求のあった四半期から、次の四半期の支払期日を越えて納入が認められない場合は、特段の事情がない限り、登録を取り消すものとする。

- (1) 本会の指定する口座への振込み
- (2) 現金書留使用による郵送
- (3) 本会事務局での直接支払い

4 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、登録事業所の負担とする。

(利益の分配)

第19条 本会は、発注者から大口受注の代金が支払われた場合には、30日以内に、大口受注に参加した登録事業所に、業務分担に応じた配分金を、あらかじめ斡旋手数料を控除した上で、支払うものとする。

2 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、本会の負担とする。

第4章 その他の事業

(共同販売会)

第20条 本窓口は、登録事業所の製品及びサービスの販売促進のため、登録事業所を参加対象とした共同販売会を開催する。

2 本会は、共同販売会の開催経費等の実費相当額の負担金を、登録事業所に請求できるものとする。

(共同製品の開発、製造等)

第21条 本窓口は、大口受注に対応することを主な目的として、登録事業所と共同して、統一された仕様の製品及びサービスの開発や製造に取り組むものとする。

2 本窓口は、登録事業所の製品及びサービスの質の向上に向けて取り組むものとする。

3 本窓口は、大口受注に対応するため、登録事業所の製品及びサービスの質の均一化を図るよう努めるものとする。

4 登録事業所は、自らの事業所において製作又は提供する製品及びサービスの品質管理を徹底し、その質を向上させるとともに、大口受注に対応するため、他の事業所との質の均一化に努めなければならない。

(窓口ホームページの運営管理)

第22条 本窓口は、登録事業所の製品及びサービスの広報及び注文者の利便性向上のため、窓口ホームページを開設し、運営管理するものとする。

2 窓口ホームページの運営管理に関して必要な事項は、本会理事会において別に定める。

(販売促進)

第23条 本窓口は、官公庁や民間企業等に対して、登録事業所の製品及びサービスを広報するとともに、官公庁や民間企業等が希望する製品及びサービスの情報を収集し、登録事業所に提供するものとする。

(その他の事業)

第24条 本窓口は、その目的の達成のため、随時、専門家の派遣や研修会の開催等の事業を行うものとする。

第5章 推進・評価委員会

(設置)

第25条 本窓口の事業の推進及び適正な執行を確認するため、本窓口に群馬県障害者施設等共同受注窓口推進・評価委員会（以下「推進・評価委員会」という。）を設置する。

2 推進・評価委員会の運営に必要な事項は、本会理事会において別に定める。

第6章 事業報告

(事業報告)

第26条 本窓口の事業については、本会理事会及び推進・評価委員会に実施状況を報告するものとする。

第7章 個人情報保護

(個人情報保護)

第27条 本会は、本窓口の事業の実施に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的のために使用しない。

その他、個人情報保護に関し必要な事項は、本会理事会において「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程」として別に定める。

第8章 雑則

(文書の保存)

第28条 本窓口は、事業の実施に関し収集した情報の記録を整備するとともに、当記録を完結の日から5年間保存するものとする。

(委任)

第29条 本規程に定めるもののほか、本窓口の運営に必要な事項は、本会理事会の決議により別に定める。その際、重要な事項に関しては、推進・評価委員会から意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 群馬県障害者施設等共同受注窓口割振り基準

群馬県障害者施設等共同受注窓口における割振り基準を以下のとおり定め、受注の割振りの公平性、公正性を確保するものとする。

1. 受注の分類と割振り基準の適用

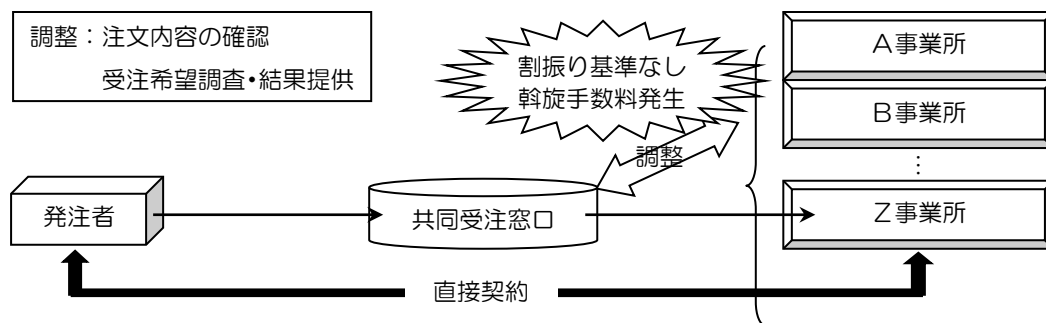
(1) 小口受注

窓口が、電話・FAX・インターネット等により注文を受け、各事業所との仲介・調整を行い受注するもの。

発注者は、各事業所と直接契約を締結する。

窓口は、各事業所より斡旋手数料を徴収する。

〔想定注文〕 1つの事業所で受注可能な数量・規模の小口の注文



(2) 大口受注

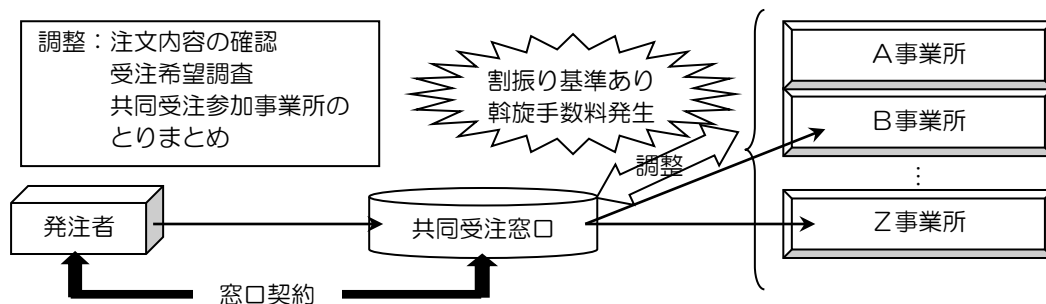
数量・規模が大きい注文や、業務内容が多岐に渡る注文を、複数の事業所が合同で、又は、役割分担により受注するもの。

発注者は、窓口と契約を締結する。

窓口は、各事業所より斡旋手数料を徴収する。

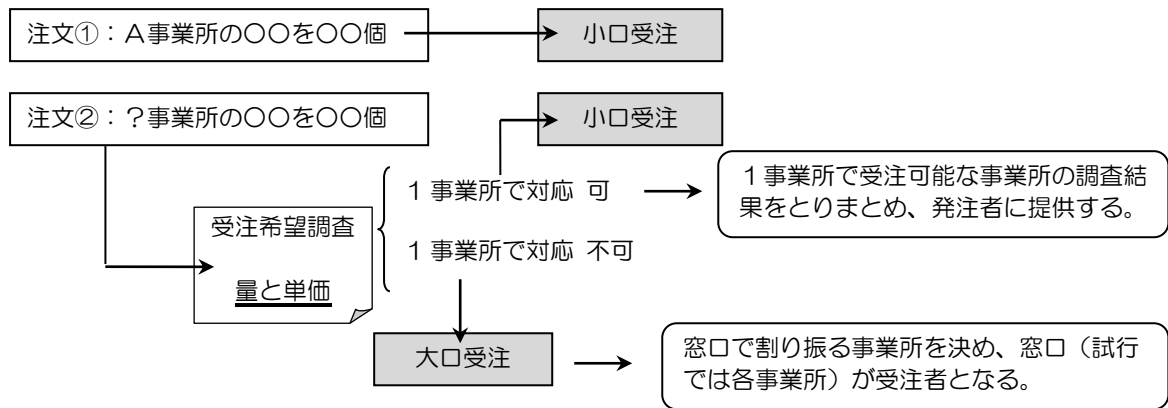
〔想定注文〕 数量・規模が大きく、単独の事業所では対応できない注文

業務内容が多岐に渡り、単独の事業所では対応できない注文



※ 自治体が窓口と高額の随意契約を締結する場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する「障害者施設等に準ずる者」の認定を受ける必要がある。

2. 受注から配分先決定までの流れ



3. 対象事業所

共同受注窓口に登録している事業所

※ 登録が可能な事業所は、群馬県内に所在する以下の事業所とする。

生活介護事業所

就労継続支援A型事業所

就労継続支援B型事業所

地域活動支援センター

※ 登録は随時受け付ける。

4. 割振りの手順

(1) 対象事業所に「受注希望書」の提出依頼をする。

(2) 「受注希望書」では、受注見積額、受注可能量と単価、その単価での下限受注量を聴取する。

(3-1) 単独の事業所で受注可能であれば、小口受注として扱い、希望調査結果を発注者に提供する。

発注者は、希望調査結果をもとに各事業所と契約を締結する。

(3-2) 単独の事業所では受注できない場合は、大口受注として扱う。

受注希望事業所が、各ブロックの幹事事業所等に集まり、下記基準を参考に協議の上、受注数量・担当業務の割振りを決定する。

その際に優先する事項及び順位は次のとおり。

- 〔優先順位〕
- I. 業務の受注が可能
 - II. 納品先が、管轄するブロック（又は隣接市町村）に存する
 - III. 受注可能量が多い
 - IV. 単価が安い

※ ブロックは、次の３つとする。

東 毛：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡

西 毛：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、甘楽郡、多野郡

中北毛：前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡、
佐波郡、吾妻郡、利根郡

※ 各ブロックの幹事事業所は、群馬県社会就労センター協議会
が選定する。

※ 大口受注の各製品・サービスの年度単価は、年度当初の受注
調整時に決定する。

(4) 単価は、原則としてブロック内及び納品先の市町村に隣接する市町村に存する受注
希望事業所の平均額から設定する。その際に、以下の点に配慮する。

- できるだけ多くの事業所が受注できる単価とする。
- 極端に単価を引き上げている事業所がある場合は、当該事業所は除く。平均単
価の１割以内を目安とする。
- ブロック内及び納品先の市町村に隣接する事業所で受注できない場合には、他
ブロックの事業所も対象とする。

(5) 受注事業所は、原則として、作成された希望調査結果表において、上位となった事
業所から順に受注可能量を加算し、必要量を確保できるまでの事業所とする。

(6) 受注事業所の平均受注量を出し、それを目安に受注可能量と下限との間で各事業所
の受注量を増減し調整する。

※ この調整では表の上位の事業所を優先する。

※ 平均受注量では調整しきれない場合は、個別に受注事業所内で、又は受注事業
所数によって調整する。

(7) 以上によりできた割振り案を総合的に見て、共同受注の趣旨（複数事業所が共同し
て受注する）から、公平性・公正性を失うことなく、より適当な方法がある場合には
それによる。この場合、そのようにした理由を明記する。

(8) 最終的には、割振り案を発注者に提示し、了承されたものを決定とする。

〔結果表の作成例〕 必要量：1,000

事業所名	受注可能量	下限	単価
A	510	450	52
B	300	280	50
C	240	200	52
D	230	180	55
E	100	90	52
F	100	95	60

決定事業所

※ 調整結果

A：受注量 460 単価 52

B：受注量 300 単価 52

C：受注量 240 単価 52

※ 発注者に提出する見積価格

52 円×1,000 個=52,000 (円)

● 単価の設定

① 単価は、6事業所の平均 53.5 円。その1割増しは 58.85 円。よって、F事業所を除き、5事業所の平均を出すと、52.2 円。

② 単価は、52 円（四捨五入）とする。

● 受注配分

① 受注量平均は $1,000 \div 3 = 333$

② B、Cは受注可能量が平均より低いので、各々300 個、240 個を採用。

③ 残りは、460 個で、Aの範囲内に入っている。

(9) 同様の注文の2回目以降は、1回目の単価で、受注量の調整のみを行う。また、単価が発注者により指定されている場合もこれと同様に扱う。

この場合、「結果表」の作成にあたって優先する事項及び順位は次のとおり。

- 〔優先順位〕
- I. 業務の受注が可能
 - II. 納品先が、管轄するブロックに存する
 - III. 過去に受注実績が（少）ない
 - IV. 受注可能量が多い

5. 売上の配分

各事業所へは次の式で算出された金額を配分する。

$$(\text{売上総額} - \text{斡旋手数料}) \times \text{各事業所の売上} (\text{受注量} \times \text{単価}) \div \text{売上総額}$$

※ 単価は、調整後の単価とする。（52 円）

6. 割振り結果の公表

窓口の受注結果は、共同受注窓口専用ホームページにより窓口登録事業所に公表する。公表する主な事項は次のとおり。

- 〔公表内容〕
- ・注文日
 - ・受注事業所名
 - ・官公需・民需（業種）
 - ・製品・サービス名とその概要
 - ・受注金額

※ 不調の場合は、下線部分を除き、不調の理由を加えて公表する。

7. 適用

この基準は、平成26年10月1日から適用する。

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約

(趣旨)

第1条 一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」という。）は、群馬県障害者施設等共同受注窓口（以下「本窓口」という。）における事業所の登録及び本窓口の事業の利用等に関する規約（以下「本規約」という。）を次のとおり定めるものとする。

(定義)

第2条 本規約において「事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）又は同条第25項に規定する地域活動支援センターを行う施設をいう。

2 本規約において「登録事業所」とは、本規約に同意の上、第5条の規定により登録を申請し、登録事業所証の交付を受けた事業所をいう。

3 本規約において「あったかぐんまのハートネット」（以下「窓口ホームページ」という。）とは、本会が運営し、登録事業所が、事業所の紹介並びに、製品及びサービスの販売等を行うホームページをいう。

4 本規約において「小口受注」とは、本窓口において斡旋し、単独の登録事業所により受注するものをいう。

5 本規約において「大口受注」とは、本窓口において斡旋し、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文を、複数の登録事業所が合同で、又は、役割分担により受注するものをいう。

(対象事業所)

第3条 登録事業所の対象となる者は、次の事業所のうち群馬県内に所在を置く者とする。

- (1) 就労継続支援A型事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所
- (3) 生産活動を行っている生活介護事業所
- (4) 地域活動支援センター

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、登録の対象としない。

- (1) 組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 重大な法令違反等の不正な行為等があった者
- (3) 前2号に該当する者の依頼を受けて登録の申請をしようとする者

(登録申請)

第4条 本窓口へ登録をしようとする者は、本規約に同意の上、別記様式第1号により本会に申請するものとする。

(登録)

第5条 本会は、前条に規定する申請があったときは、第3条の基準に照らし適正と認めた場合に、登録事業所として登録するものとする。

2 本会は、前項の規定に基づき登録したときは、別記様式第4号により申請者に登録事業所証を交付し、窓口ホームページのユーザーIDを付与するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、既にユーザーIDを取得している者には、新たにユーザーIDを付与しない。

4 登録事業所は、本窓口が登録事業所の共同により運営されるものであることを意識し、善良な管理者の注意をもって、本窓口の事業に取り組むとともに、事業所規約を遵守し

なければならない。

(登録期間)

第6条 本窓口の登録期間は、登録日の存する年度の末日までとする。

(登録事業所情報の管理)

第7条 登録事業所から取得する情報（以下「登録事業所情報」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 法人名
- (2) 法人代表者名
- (3) 法人本部所在地
- (4) 事業所名
- (5) 施設長名
- (6) 事業所所在地
- (7) 電話番号
- (8) F A X 番号
- (9) 事業所メールアドレス（窓口ホームページ用ユーザー I D）
- (10) 窓口ホームページ用パスワード
- (11) 担当者名
- (12) 事業所の種類
- (13) 前年度月額平均工賃
- (14) 金融機関口座情報

2 登録事業所情報は、本会で管理するものとする。

3 本会は、登録事業所情報について、法令の規定により開示が求められた場合及び登録事業所の同意が得られた場合を除き、第三者に開示又は提供等をしないものとする。（窓口ホームページで公開するものは除く。）

4 本会は、登録事業所情報を、本窓口の運営に係る用途で利用する。

5 その他、個人情報の取扱いについては、「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程」により管理する。

(登録事業所情報の変更)

第8条 登録事業所は、登録している登録事業所情報に変更が生じた場合には、変更（予定）日の前後1か月以内に、別記様式第2号により、本会に届け出るものとする。

(登録の解除)

第9条 本窓口の登録解除を希望する登録事業所は、登録解除（予定）日の1か月前までに、別記様式第3号により、本会に届け出るものとする。

ただし、登録事業所が、本窓口において斡旋し、現に具体的取引に着手していた場合には、登録の解除をすることはできない。

(登録の取消し)

第10条 登録事業所が本規約に違反したと本会が判断した場合、又は第21条の禁止事項に該当する行為があると認められる場合には、事前の通告なく、登録を取り消すことができる。

2 本会が登録事業所の登録を取り消した場合には、別記様式第5号により通知する。

(登録の解除等に伴う権利及び義務)

第11条 登録事業所が、前2条の規定により登録の解除又は取消しとなったときは、登録事業所としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、登録事業所が、本窓口において斡旋し、現に具体的取引に着手している業務等の履行、又は登録料等の支払いの義務は、これを免れることはできない。

(登録の更新)

第12条 本会は、毎年度3月1日までに登録事業所から登録解除の意思表示がない場合には、翌年度も登録を継続するものとし、登録事業所に登録事業所証を交付する。

(登録料)

第13条 登録事業所は、本会に登録料を納めるものとする。

また、登録解除等いかなる事由が生じても徴収した登録料は返戻しないものとする。

ただし、本会の過誤による場合はこの限りでない。

2 登録料は、次のとおりとする。

(1) 就労継続支援A型事業所 年間30,000円

(2) 就労継続支援B型事業所 年間20,000円(ただし、当該事業所の前年度の平均賃月額が、群馬県内のすべての就労継続支援B型事業所のそれに満たない場合は、年間10,000円)

(3) 生産活動を行っている生活介護事業所 年間3,000円

(4) 地域活動支援センター 年間3,000円

3 前項に定める登録料は、登録日が10月から翌年3月までの間にある場合は、それぞれその半額とする。

4 登録事業所は、前2項に定める登録料を、一括して、本会が指定する日までに、次のいずれかの方法により納入するものとする。

なお、本会から請求があった日から2か月を越えて納入が認められない場合は、特段の事情がない限り、登録を取り消すものとする。

(1) 本会の指定する口座への振込み

(2) 現金書留使用による郵送

(3) 本会事務局での直接支払い

5 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、登録事業所の負担とする。

(斡旋手数料)

第14条 登録事業所が本窓口から斡旋を受けて受注し、製品の販売等を行い、発注者から代金が支払われた場合は、本会にその売上額を報告し、斡旋手数料を納入するものとする。

2 斡旋手数料は、受注の形態に応じて、次のとおりとする。

(1) 小口受注 当該登録事業所の売上額の10%(円未満切捨て)

(2) 大口受注 当該登録事業所の売上額の20%(円未満切捨て)

3 登録事業所は、前項に定める斡旋手数料のうち、小口受注に係るものを、四半期ごとに、本会により指定された期日までに、次のいずれかの方法により納入するものとする。

なお、本会から請求のあった該当四半期の斡旋手数料について、次の四半期の支払期日を越えて納入が認められない場合は、特段の事情がない限り、登録を取り消すものとする。

(1) 本会の指定する口座への振込み

(2) 現金書留使用による郵送

(3) 本会事務局での直接支払い

4 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、登録事業所の負担とする。

(製品の販売等に係る手数料等)

第15条 登録事業所は、本窓口を通じて製品の販売等を行った場合には、製品及びサービスの代金のほか、次の費用を注文者に請求できるものとする。

(1) 代金引換に係る手数料

(2) 口座振替に係る手数料

(3) 製品及びサービスの発送に係る料金

(4) 包装等注文者の要望に応えるのに要する費用

(その他負担金)

第16条 本会は、共同販売会の開催経費等の実費相当額の負担金を、共同販売会に参加した登録事業所に、請求できるものとする。

(登録事業所向けサービス)

第17条 登録事業所は、本会の提供する次のサービス（以下「登録事業所向けサービス」という。）を受けることができる。

- (1) 本窓口が受け付けた注文の斡旋
- (2) 本窓口が受け付けた大口受注への参加
- (3) 本窓口が開催する販売会、イベント等への参加
- (4) 本窓口が開発した共同製品等の製造、販売
- (5) 窓口ホームページへの登録事業所及び製品及びサービス情報の掲載並びに製品及びサービスの販売
- (6) 本窓口が開催する専門家派遣、研修会への参加
- (7) その他、本窓口が工賃向上のために実施する事業への参加

(大口受注)

第18条 本会は、単独の登録事業所では受注ができない、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文があったときは、複数の登録事業所で受注する大口受注の契約を発注者と結ぶものとする。

- 2 本窓口は、地域ブロック（東毛、西毛、中北毛）ごとに共同受注の調整を行う幹事事業所（以下「幹事事業所」という。）を配置する。
- 3 各ブロックの幹事事業所は、受注を希望する登録事業所を幹事事業所等に招集し、本会が定める「群馬県障害者施設等共同受注窓口割振り基準」を参考に協議の上、大口受注に参加する登録事業所（以下「参加事業所」という。）、受注数量、担当業務の割振りを決定する。
- 4 参加事業所は、原則、損害賠償責任保険に加入し、幹事事業所に保険証書の写しを提出するものとする。
- 5 参加事業所は、本会の承認がなければ受注後、途中で脱退することができない。
- 6 途中で当該受注を脱退する場合には、理由書を提出しなければならない。
- 7 参加事業所の脱退により大口受注業務の契約について損害賠償責任が生じた場合には、当該参加事業所がその責任を負う。さらに、理由書の承認が得られない場合には、違約金として5万円を本会に支払うものとする。
- 8 参加事業所は、大口受注業務終了後、速やかに、幹事事業所にその旨報告し、その検査を請求しなければならない。
- 9 幹事事業所は、前項の請求があったときは、遅滞なく定められた仕様に合致しているかどうかを検査するものとする。
- 10 幹事事業所は、参加事業所の業務現場や事業所に立ち入り、業務状況について検査することができる。
- 11 参加事業所は、前2項の検査により、幹事事業所から所要の措置を講ずるよう通知されたときは、誠実にこれを履行しなければならない。
- 12 本会は、発注者から大口受注の代金が支払われた場合には、30日以内に、参加事業所に、業務分担に応じた配分金を、あらかじめ斡旋手数料を控除した上で、支払うものとする。
- 13 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、本会の負担とする。
- 14 発注者による料金の不払い又は返品等により発生した損害は、参加事業所が負担するものとする。
- 15 本会と参加事業所は、大口受注業務の履行に関し、発注者又は第三者に損害を与え

た場合には、連帯して責任を負うものとする。

16 大口受注業務終了後においても、業務履行における瑕疵により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、本会と参加事業所は連帯してその責任を負うものとする。

17 前2項の規定にかかわらず、損害の原因がいずれかによるものであることが明らかなきは、その損害及びその解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を、原因者に全額求償できるものとする。

(実績の報告)

第19条 登録事業所は、本窓口から斡旋を受けて受注し、製品の販売等をした場合には、速やかに、契約日、契約金額等を本会の指定する方法で報告するものとする。

(履行不能時の対応)

第20条 登録事業所は、契約が履行不能となった場合には、登録事業所の責任で解決し、経緯等を本会に報告するものとする。

(禁止事項)

第21条 登録事業所向けサービスを利用するに当たり、以下の行為を禁止する。

- (1) 登録時に虚偽の内容を登録すること
- (2) 登録事業所向けサービスの利用に当たって、虚偽、不当な申込みをすること
- (3) 登録事業所向けサービスの利用を通して、第三者に意図的に不利益又は損害を生じさせること
- (4) 窓口ホームページのユーザーIDを、他の事業所へ貸与又は譲渡すること
- (5) 窓口ホームページに、虚偽の情報を掲載すること
- (6) 窓口ホームページのプログラム等を不正に使用又は改ざんすること
- (7) 本窓口の運営を不当に妨害し、本会及び他の登録事業所に不利益を生じさせること、又はその恐れがある行為
- (8) 公序良俗及び法令に違反する行為、又はその恐れがある行為
- (9) その他、本会が不適切と判断する行為

(秘密保持)

第22条 登録事業所は、登録事業所向けサービスの利用に当たって得られた情報を、法令の規定により開示が求められた場合及び本人の同意が得られた場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。これは、登録の解除又は取消し後においても同様とする。

(著作権、知的財産権)

第23条 窓口ホームページ上のデータ、画像、システム等（本窓口以外の広告及び登録事業所が掲載したものを除く。）の著作権は、群馬県に帰属するものであり、群馬県の許可がない限り、窓口ホームページ以外で利用することはできないものとする。

2 登録事業所が、第三者が著作権を有する著作物を窓口ホームページ上に掲載する場合は、登録事業所が当該著作権保持者より承諾を得る必要があり、本会は関与しないものとする。

(免責事項)

第24条 本窓口の運営に係る本会の免責事項は次のとおりとする。

- (1) 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断、遅滞並びに中止、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他、登録事業所向けサービスに関して登録事業所に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとする。

ただし、損害の原因が本会の責めに帰すべき事由によるときは、本窓口において斡旋し、登録事業所が現に具体的取引に着手していた場合に限り当該取引の金額を上限として責任を負うものとする。

- (2) 登録事業所が、登録事業所向けサービスの利用に際して、第三者に対し損害を与えた場合、登録事業所は自己の責任と負担をもって解決し、本会に損害を与えないもの

とする。

- (3) 登録事業所と発注者等との間に、本窓口の運用に関し、紛争が生じた場合、又は第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権若しくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて登録事業所の責任と負担において、発注者等が同意するかたちで解決するものとする。

また、本会が発注者等に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合には、登録事業所はその全額を本会に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を本会に支払うものとする。

- (4) 天災、火災、停電、戦争、テロ等の不可抗力により、登録事業所向けサービスの提供が不可能となった場合に、本会は、登録事業所向けサービスの一部又は全部の提供を中断することができる。

また、この中断により登録事業所に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとする。

- (5) 本会は、窓口ホームページのコンテンツ、デザイン等を予告なく変更することができる。

(協議による解決の原則)

第25条 本規約に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本会と登録事業所の両者の協議の上、誠意をもって解決、決定するものとする。

また、本会と登録事業所の間に新たな契約又は取決めが生じない限り、本規約が優先されるものとする。

(管轄裁判所)

第26条 本会と登録事業所の間に紛争が生じた場合は、前橋地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(本規約の変更)

第27条 本会は、本規約を変更する場合には、登録事業所に事前に通知するものとする。

また、本規約の変更の効力は、別途本会が明示的に定める場合を除き、窓口ホームページ上での公表をもって生じるものとする。

(その他)

第28条 この規約に定めのない事項については、本会理事会の決議により別に定める。

附 則

この規約は、平成26年10月1日から施行する。

(別記様式第 1 号)

群馬県障害者施設等共同受注窓口 登録事業所登録申請書

法人情報	フリガナ																																				
	法人名																																				
	フリガナ																																				
	法人代表者																																				
	所在地	〒																																			
事業所情報	フリガナ																																				
	事業所名																																				
	フリガナ																																				
	施設長																																				
	所在地	〒																																			
電話番号		()	FAX番号	()																																	
事業所メールアドレス (ID用)																																					
フリガナ																																					
担当者																																					
事業所の種類 (該当するところを塗りつぶす。 複数登録する場合は複数記入。)		☐ 就労継続支援A型 ☐ 就労継続支援B型 ☐ 生活介護 ☐ 地域活動支援センター																																			
前年度平均工賃月額 就労継続支援B型事業所のみ記入		円 ※前年度の実績が出ていない場合には、空欄で結構です。 実績が出次第、速やかに本窓口に報告してください。																																			
口座情報		金融機関・支店名 () 預金種目 1 普通 2 当座 3 貯蓄 ※該当に○ 口座番号 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (右詰で記入) 口座名義 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (カタカナ)																																			

群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約に同意し、上記のとおり登録申請します。

平成 年 月 日

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会会長 様

法人名 _____

代表者名 _____ 印 _____

(別記様式第 2 号)

群馬県障害者施設等共同受注窓口 登録事業所情報変更届出書

フリガナ	
法人名	
フリガナ	
事業所名	
所在地	〒
変更事項	
変更前	
変更後	
変更(予定)日	

※ 変更（予定）日の前後 1 か月以内に届け出ること。

登録内容に変更があったため、上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会会長 様

法 人 名 _____

代表者名 _____ 印 _____

(別記様式第 3 号)

群馬県障害者施設等共同受注窓口 登録解除届出書

フリガナ	
法人名	
フリガナ	
事業所名	
所在地	〒
登録解除日	
解除理由 (該当する理由に○をつけてください)	差し支えなければ、今後の運営の参考に、ご回答ください。 ・登録料等の負担が大きい ・業務の受注量が少ない ・事業所の休止又は廃止 ・他の共同受注窓口に参加 ・その他 ()

※ 登録解除日の 1 か月前までに届け出ること。

群馬県障害者施設等共同受注窓口の登録を解除したいので、上記のとおり届け出ます。
平成 年 月 日
一般社団法人群馬県社会就労センター協議会会長 様
法人名
代表者名 印

(別記様式第4号)

群馬県障害者施設等共同受注窓口 登録事業所証

法人名

代表者名

事業所名

登録期間 年 月 日から 年 月 日

上記の事業所について、群馬県障害者施設等共同受注窓口の登録事業所であることを証明します。

年 月 日

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会

会 長

(別記様式第 5 号)

群馬県障害者施設等共同受注窓口 登録取消通知

法 人 名

代表者名

事業所名

登録取消日 年 月 日

上記の事業所について、群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約第
11 条の規定により群馬県障害者施設等共同受注窓口の登録を取り消しました
ので、通知します。

年 月 日

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会

会 長

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 群馬県障害者施設等共同受注窓口利用規約

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 共同受注窓口の利用（第4条－第11条）
- 第3章 ホームページの利用登録（第12条－第24条）
- 第4章 禁止事項（第25条）
- 第5章 免責事項（第26条）
- 第6章 雑則（第27条－第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」といいます。）は、本会が運営する群馬県障害者施設等共同受注窓口（以下「本窓口」といいます。）の利用等に関する規約（以下「本規約」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

（定義）

第2条 本規約において「利用者」とは、本窓口において提供する利用者向けサービス（以下「利用者向けサービス」といいます。）を利用する個人又は法人をいいます。

2 本規約において「ホームページ登録者」とは、本窓口において運営するホームページ「あったかぐんまのハートネット」（以下「窓口ホームページ」といいます。）上で、第13条による登録を行った利用者をいいます。

3 本規約において「登録事業所」とは、群馬県内に所在を置く、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、生産活動を行っている生活介護事業所及び地域活動支援センター（以下「障害者施設等」といいます。）のうち、本会が定める「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約」の規定に基づき、本窓口に登録している事業所をいいます。

4 本規約において「小口受注」とは、本窓口において斡旋し、単独の登録事業所により受注するものをいいます。

5 本規約において「大口受注」とは、本窓口において斡旋し、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文を、複数の登録事業所が合同で、又は、役割分担により受注するものをいいます。

（本窓口の目的）

第3条 本窓口は、就労に必要な知識や能力を身につけるための訓練等を実施する障害者施設等において利用者に支払われる工賃水準を向上させ、自立した生活を送れるようにするために、複数の事業所が共同して受注、販売促進及び品質管理等を行うことにより受注量の増大、販路の拡大等を図ることを目的としています。

第2章 共同受注窓口の利用

（利用者向けサービス）

第4条 利用者は、本窓口の提供する次のサービスを利用することができるものとします。

（1）登録事業所が提供する製品及びサービスの注文について、本窓口において仲介及び

斡旋を受けることができます。

- (2) 単独の登録事業所では受注することができない、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文について、利用者が希望する場合には、複数の登録事業所が合同で、又は、役割分担により受注する大口受注の契約を、本会与結ぶことができます。

(利用条件)

第5条 本窓口の利用を希望する個人又は法人は、本規約に同意の上、利用者向けサービスの利用をすることができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する個人又は法人については、利用者向けサービスを利用することはできません。

- (1) 組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある法人の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人
- (2) 重大な法令違反等の不正な行為等があった個人又は法人
- (3) 前2号に該当する者の依頼を受けて利用しようとする個人又は法人

(利用者情報の管理)

第6条 利用者から取得する情報（以下「利用者情報」といいます。）は以下のとおりとします。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 法人名
- (6) 法人代表者氏名
- (7) 法人所在地
- (8) 担当部署
- (9) 電話番号
- (10) F A X 番号
- (11) メールアドレス
- (12) その他、利用者向けサービスの利用に当たって必要な情報

- 2 利用者情報は、本会で管理するものとします。

- 3 本会は、利用者情報について、法令の規定により開示が求められた場合及び利用者の同意が得られた場合を除き、第三者に開示又は提供等をしないものとします。

- 4 本会は、利用者情報を、本窓口の運営に係る用途で利用します。

- 5 その他、個人情報の取扱いについては、「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程」により管理します。

(利用料)

第7条 利用者向けサービスの利用料は無料とします。

(製品及びサービスの注文に係る手数料等)

第8条 本窓口を通して製品及びサービスを注文した場合の次の費用については、原則として、利用者が負担するものとします。

- (1) 代金引換に係る手数料
- (2) 口座振替に係る手数料
- (3) 製品の発送に係る費用
- (4) 包装等利用者の要望に応えるのに要する費用

- 2 前項第3号及び第4号の費用については、それぞれの登録事業所ごとに利用者に請求するものとします。

- 3 前項の規定にかかわらず、大口受注の場合には、第1項第3号及び第4号の費用につ

いて、本会から利用者に請求するものとします。

(製品の発送方法)

第9条 製品の発送方法は、利用者と当該登録事業所（大口受注の場合には本会）において調整の上、決定するものとします。

(製品の返品)

第10条 製品の瑕疵、配送中の破損、品違い、その他当該登録事業所（大口受注の場合には本会）が認める場合を除き、製品の返品はできないものとします。

2 製品の瑕疵があった場合には、利用者は、製品到着後2週間以内に、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

当該登録事業所（大口受注の場合には本会）で確認の上、瑕疵等が確認できた場合に限り、製品の交換を行います。

(注文の取消し)

第11条 利用者の都合により注文を取り消す場合は、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

その場合には、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）から、その製品及びサービスの金額を上限として、製品及びサービスの提供の準備に要した費用を利用者に請求できるものとします。

第3章 ホームページの利用登録

(ホームページ登録者向けサービス)

第12条 ホームページ登録者は、利用者向けサービスのほか、本窓口において提供する次のサービスを利用することができるものとします。

(1) 登録事業所が提供する製品及びサービスの注文について、窓口ホームページ上で登録事業所に注文することができます。

(2) 窓口ホームページ上で注文する際に、個人情報の入力省略できます。

(3) 登録事業所が提供する製品及びサービスについて、窓口ホームページ上で、「お気に入り」に登録し、一覧表示できます。

(4) 本窓口において開催する販売会等のイベントについて、情報提供を受けられます。

(5) その他本窓口において提供する各種特典を受けられます。

(利用登録)

第13条 窓口ホームページの利用を希望する利用者は、本規約に同意の上、窓口ホームページ上で登録を行うものとします。

2 本会は、利用者が前項の規定に基づき利用登録を行ったときは、窓口ホームページのユーザーIDを付与するものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する個人又は法人については、窓口ホームページに登録することはできません。

(1) 組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある法人の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人

(2) 重大な法令違反等の不正な行為等があった個人又は法人

(3) 前2号に該当する者の依頼を受けて登録の申請をしようとする個人又は法人

(登録期間)

第14条 窓口ホームページの登録期間は、ホームページ登録者が登録を解除する、又は本会が登録を取り消すまでの期間とします。

(ホームページ登録者情報の管理)

第15条 ホームページ登録者から取得する情報（以下「ホームページ登録者情報」といいます。）は以下のとおりとします。

- (1) 氏名
 - (2) 性別
 - (3) 生年月日
 - (4) 住所
 - (5) 法人名
 - (6) 法人代表者氏名
 - (7) 法人所在地
 - (8) 担当部署
 - (9) 電話番号
 - (10) メールアドレス（窓口ホームページユーザーID）
 - (11) 窓口ホームページ用パスワード
 - (12) その他、窓口ホームページの利用に当たって必要な情報
- 2 ホームページ登録者情報は、本会で管理するものとします。
 - 3 本会は、ホームページ登録者情報について、法令の規定により開示が求められた場合及びホームページ登録者の同意が得られた場合を除き、第三者に開示又は提供等をしないものとします。
 - 4 本会は、ホームページ登録者情報を、本窓口の運営に係る用途で利用します。
 - 5 その他、個人情報の取扱いについては、「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程」により管理します。
 - 6 前各項の規定は、登録の解除又は取消し後においても同様とします。
- （ホームページ登録者情報の変更）**
- 第16条 ホームページ登録者は、登録情報に変更が生じた場合には、変更後、遅滞なく窓口ホームページ上で変更を行うものとします。
 - 2 ホームページ登録者は、既に窓口ホームページを通して発注し、受注した登録事業所が現に具体的取引に着手している場合には、当該登録事業所に報告するものとします。
- （登録の解除）**
- 第17条 窓口ホームページの登録の解除を希望するホームページ登録者は、窓口ホームページ上で登録の解除を行うものとします。
- （登録の取消し）**
- 第18条 ホームページ登録者が本規約に違反したと本会が判断した場合、又は第25条の禁止事項に該当する行為があると認められる場合には、事前の通告なく、登録を取り消すことができるものとします。
- （登録料）**
- 第19条 窓口ホームページの登録料は無料とします。
- （製品及びサービスの注文に係る手数料等）**
- 第20条 窓口ホームページを通して製品及びサービスを注文した場合の次の費用については、原則として、ホームページ登録者が負担するものとします。
 - (1) 代金引換に係る手数料
 - (2) 口座振替に係る手数料
 - (3) 製品の発送に係る費用
 - (4) 包装等利用者の要望に応えるのに要する費用
 - 2 前項第3号及び第4号の費用については、それぞれの登録事業所ごとにホームページ登録者に請求するものとします。
 - 3 前項の規定にかかわらず、大口受注の場合には、第1項第3号及び第4号の費用について、本会からホームページ登録者に請求するものとします。
- （製品の発送方法）**

第21条 製品の発送方法は、ホームページ登録者と当該登録事業所（大口受注の場合には本会）において調整の上、決定するものとします。

（製品の返品）

第22条 製品の瑕疵、配送中の破損、品違い、その他当該登録事業所（大口受注の場合には本会）が認める場合を除き、製品の返品はできないものとします。

2 製品の瑕疵等があった場合には、ホームページ登録者は、製品到着後2週間以内に、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

当該登録事業所（大口受注の場合には本会）で確認の上、瑕疵等が確認できた場合に限り、製品の交換を行います。

（注文の取消し）

第23条 ホームページ登録者の都合により注文を取り消す場合は、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

その場合には、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）から、その製品及びサービスの金額を上限として、製品及びサービスの提供の準備に要した費用をホームページ登録者に請求できるものとします。

（著作権、知的財産権）

第24条 窓口ホームページ上のデータ、画像、システム等（本窓口以外の広告及び登録事業所が掲載したものを除く。）の著作権は、群馬県に帰属するものであり、群馬県の許可がない限り、利用することはできないものとします。

2 各登録事業所が窓口ホームページに掲載したデータ、画像の著作権は、掲載した登録事業所に帰属するものであり、当該登録事業所の許可がない限り、利用することはできないものとします。

第4章 禁止事項

（禁止事項）

第25条 本窓口を利用するに当たり、以下の行為を禁止します。

- (1) 製品及びサービスについて、虚偽、不当な注文をすること
- (2) 窓口ホームページ登録時に虚偽の内容を登録すること
- (3) 本窓口の利用を通して、本会及び登録事業所に意図的に不利益又は損害を生じさせること
- (4) 窓口ホームページのユーザーIDを、他人へ貸与又は譲渡すること
- (5) 窓口ホームページのプログラム等を不正に使用又は改ざんすること
- (6) 本窓口の運営を不当に妨害し、本会及び登録事業所に不利益を生じさせること、又はその恐れがある行為
- (7) 公序良俗及び法令に違反する行為、又はその恐れがある行為
- (8) その他、本会が不適切と判断する行為

第5章 免責事項

（免責事項）

第26条 本窓口の運営に係る本会の免責事項は次のとおりとします。

- (1) 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断、遅滞並びに中止、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他、窓口ホームページの利用に関して利用者に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとします。

ただし、損害の原因が本会の責めに帰すべき事由によるときは、本窓口において斡旋し、利用者が登録事業所と現に具体的取引に着手していた場合に限り、当該取引の金額を上限として責任を負うものとします。

- (2) 利用者と登録事業所との取引に当たり、利用者が負った損害については、本会は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 利用者と登録事業所の間に、本窓口の運用に関し、紛争が生じた場合、又は第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権若しくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、本会は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 天災、火災、停電、戦争、テロ等の不可抗力により、サービスの提供が不可能となった場合に、本会は、サービスの一部又は全部の提供を中断することがあります。
また、この中断により利用者に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 本会は、窓口ホームページのコンテンツ、デザイン等を予告なく変更することができるものとします。

第6章 雑則

(管轄裁判所)

第27条 本会と利用者の間に紛争が生じた場合は、前橋地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

(本規約の変更)

第28条 本会は、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。

また、本規約の変更の効力は、別途本会が明示的に定める場合を除き、窓口ホームページ上での公表をもって生じるものとします。

(その他)

第29条 この規約に定めのない事項については、本会理事会の決議により別に定めます。

附 則

この規約は、平成26年10月1日から施行する。

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 群馬県障害者施設等共同受注窓口運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 登録事業所（第7条－第16条）
- 第3章 共同受注（第17条－第19条）
- 第4章 その他の事業（第20条－第24条）
- 第5章 推進・評価委員会（第25条）
- 第6章 事業報告（第26条）
- 第7章 個人情報保護（第27条）
- 第8章 雑則（第28条－第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」という。）において群馬県障害者施設等共同受注窓口（以下「本窓口」という。）を運営するに当たり必要な事項を定め、本窓口の適正かつ円滑な運営を図り、もって障害者の工賃向上及び障害者施設等の連携強化に資することを目的とする。

（定義）

- 第2条 本規程において「事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）又は同条第25項に規定する地域活動支援センターを行う施設をいう。
- 2 本規程において「登録事業所」とは、本会理事会において別に定める「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約」（以下「事業所規約」という。）に同意の上、第5条の規定により登録を申請し、本会の承認を受けた事業所をいう。
- 3 本規程において「群馬県障害者施設等共同受注窓口ホームページ（以下「窓口ホームページ」という。）」とは、本会が運営し、登録事業所が、事業所の紹介並びに、製品及びサービスの販売等を行うホームページをいう。
- 4 本規程において「小口受注」とは、本窓口が斡旋し、単独の登録事業所により受注するものをいう。
- 5 本規程において「大口受注」とは、本窓口が斡旋し、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文を、複数の登録事業所が合同で、又は、役割分担により受注するものをいう。

（本窓口の名称及び所在地）

第3条 本窓口の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 群馬県障害者施設等共同受注窓口
- (2) 所在地 群馬県前橋市新前橋町13番地12

（運営管理）

第4条 本窓口の運営管理は、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会が行う。

（事業）

第5条 本窓口は、前条に定める目的を達成するため、以下の事業を実施する。

- (1) 共同受注 発注と受注のマッチング、複数の事業所による共同の受注等
- (2) 共同販売 事業所製品の共同販売会の開催
- (3) 製品開発 共同製品の開発、製造等
- (4) ホームページ運営 窓口ホームページ開設及び運営
- (5) 販売促進 営業活動、イベント開催等
- (6) その他 専門家派遣、研修会開催等

(本会の責務)

第6条 本会は、本窓口を本会の目的を達成するための重要な事業と位置づけ、その運営に当たっては、常に公平性、公正性及び透明性の確保に配慮し、事業の目的の達成のために最大限努力するものとする。

第2章 登録事業所

(対象事業所)

第7条 登録事業所の対象となる者は、次の事業所のうち群馬県内に所在を置く者とする。

- (1) 就労継続支援A型事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所
- (3) 生産活動を行っている生活介護事業所
- (4) 地域活動支援センター

(登録)

第8条 本窓口において実施する事業への参加を希望する事業所は、事業所規約に基づき申請し、本会の承認を得るものとする。

- 2 登録事業所は、本窓口が登録事業所の共同により運営されるものであることを意識し、善良な管理者の注意をもって、本窓口の事業に取り組むとともに、事業所規約を遵守しなければならない。

(登録期間)

第9条 本窓口の登録期間は、登録日の存する年度の末日までとする。

(登録事業所情報の変更)

第10条 登録事業所は、登録している登録事業所の情報に変更が生じた場合には、変更(予定)日の前後1か月以内に、事業所規約に定める登録事業所情報変更届出書を、本会に提出するものとする。

(登録の解除)

第11条 登録事業所は、本窓口から登録解除を希望するときは、解除日の1か月前までに、事業所規約に定める登録解除届出書を、本会に提出するものとする。

ただし、登録事業所が、本窓口が斡旋し、現に具体的取引に着手していた場合には、登録の解除をすることはできない。

(登録の取消し)

第12条 登録事業所は、事業所規約に違反したと本会が判断した場合、又は事業所規約に定める禁止事項に該当する行為があると認められる場合には、事前の通告なく、登録を取り消すことができる。

(登録の解除等に伴う権利及び義務)

第13条 登録事業所が前2条の規定により登録の解除又は取消しとなったときは、登録事業所としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、登録事業所が、本窓口が斡旋し、現に具体的取引に着手している業務等の履行、又は登録料等の支払いの義務は、これを免れることはできない。

(登録の更新)

第14条 本会は、毎年度3月1日までに登録事業所から登録解除の意思表示がない場合

には、翌年度も登録を継続するものとし、登録事業所に、事業所規約に定める登録事業所証を交付する。

(登録事業所名簿の作成)

第15条 本会は、登録事業所の名簿を作成し、登録事業所の適正な管理を行うものとする。

(登録料)

第16条 登録事業所は、本会に登録料を納入しなければならない。

また、登録解除等いかなる事由が生じても徴収した登録料は返戻しないものとする。

ただし、本会の過誤による場合はこの限りでない。

2 登録料は、次のとおりとする。

(1) 就労継続支援A型事業所 年間30,000円

(2) 就労継続支援B型事業所 年間20,000円（ただし、当該事業所の前年度の平均月額額が、群馬県内のすべての就労継続支援B型事業所のそれに満たない場合は、年間10,000円）

(3) 生産活動を行っている生活介護事業所 年間3,000円

(4) 地域活動支援センター 年間3,000円

3 前項に定める登録料は、登録日が10月から翌年3月までの間にある場合は、それぞれその半額とする。

4 登録事業所は、前2項に定める登録料を、一括して、本会が指定する日までに、次のいずれかの方法により納入するものとする。

なお、本会から請求があった日から2か月を越えて納入が認められない場合は、特段の事情がない限り、登録を取り消すものとする。

(1) 本会の指定する口座への振込み

(2) 現金書留使用による郵送

(3) 本会事務局での直接支払い

5 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、登録事業所の負担とする。

第3章 共同受注

(共同受注窓口)

第17条 本会は、登録事業所が共同して注文を受け付けるための窓口を設置し、次の業務（以下「共同受注」という。）を行うものとする。

(1) 注文の受付

(2) 登録事業所への注文の割振り

(3) 受注した登録事業所への売上の配分

(4) 窓口において受注した結果の公表

2 共同受注に関して必要な事項は、本会理事会において「群馬県障害者施設等共同受注窓口割振り基準」として別に定める。

(斡旋手数料)

第18条 登録事業所が本窓口から斡旋を受けて受注し、製品及びサービスの販売等を行い、発注者から代金が支払われた場合は、本会にその売上額を報告し、斡旋手数料を納入するものとする。

2 斡旋手数料は、受注の形態に応じて、次のとおりとする。

(1) 小口受注 当該登録事業所の売上額の10%（円未満切捨て）

(2) 大口受注 当該登録事業所の売上額の20%（円未満切捨て）

3 登録事業所は、前項に定める斡旋手数料を、四半期ごとに、本会により指定された期日までに、次のいずれかの方法により納入するものとする。

なお、本会から請求のあった四半期から、次の四半期の支払期日を越えて納入が認められない場合は、特段の事情がない限り、登録を取り消すものとする。

- (1) 本会の指定する口座への振込み
- (2) 現金書留使用による郵送
- (3) 本会事務局での直接支払い

4 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、登録事業所の負担とする。

(利益の分配)

第19条 本会は、発注者から大口受注の代金が支払われた場合には、30日以内に、大口受注に参加した登録事業所に、業務分担に応じた配分金を、あらかじめ斡旋手数料を控除した上で、支払うものとする。

2 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、本会の負担とする。

第4章 その他の事業

(共同販売会)

第20条 本窓口は、登録事業所の製品及びサービスの販売促進のため、登録事業所を参加対象とした共同販売会を開催する。

2 本会は、共同販売会の開催経費等の実費相当額の負担金を、登録事業所に請求できるものとする。

(共同製品の開発、製造等)

第21条 本窓口は、大口受注に対応することを主な目的として、登録事業所と共同して、統一された仕様の製品及びサービスの開発や製造に取り組むものとする。

2 本窓口は、登録事業所の製品及びサービスの質の向上に向けて取り組むものとする。

3 本窓口は、大口受注に対応するため、登録事業所の製品及びサービスの質の均一化を図るよう努めるものとする。

4 登録事業所は、自らの事業所において製作又は提供する製品及びサービスの品質管理を徹底し、その質を向上させるとともに、大口受注に対応するため、他の事業所との質の均一化に努めなければならない。

(窓口ホームページの運営管理)

第22条 本窓口は、登録事業所の製品及びサービスの広報及び注文者の利便性向上のため、窓口ホームページを開設し、運営管理するものとする。

2 窓口ホームページの運営管理に関して必要な事項は、本会理事会において別に定める。

(販売促進)

第23条 本窓口は、官公庁や民間企業等に対して、登録事業所の製品及びサービスを広報するとともに、官公庁や民間企業等が希望する製品及びサービスの情報を収集し、登録事業所に提供するものとする。

(その他の事業)

第24条 本窓口は、その目的の達成のため、随時、専門家の派遣や研修会の開催等の事業を行うものとする。

第5章 推進・評価委員会

(設置)

第25条 本窓口の事業の推進及び適正な執行を確認するため、本窓口に群馬県障害者施設等共同受注窓口推進・評価委員会（以下「推進・評価委員会」という。）を設置する。

2 推進・評価委員会の運営に必要な事項は、本会理事会において別に定める。

第6章 事業報告

(事業報告)

第26条 本窓口の事業については、本会理事会及び推進・評価委員会に実施状況を報告するものとする。

第7章 個人情報保護

(個人情報保護)

第27条 本会は、本窓口の事業の実施に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的のために使用しない。

その他、個人情報保護に関し必要な事項は、本会理事会において「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程」として別に定める。

第8章 雑則

(文書の保存)

第28条 本窓口は、事業の実施に関し収集した情報の記録を整備するとともに、当記録を完結の日から5年間保存するものとする。

(委任)

第29条 本規程に定めるもののほか、本窓口の運営に必要な事項は、本会理事会の決議により別に定める。その際、重要な事項に関しては、推進・評価委員会から意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 群馬県障害者施設等共同受注窓口割振り基準

群馬県障害者施設等共同受注窓口における割振り基準を以下のとおり定め、受注の割振りの公平性、公正性を確保するものとする。

1. 受注の分類と割振り基準の適用

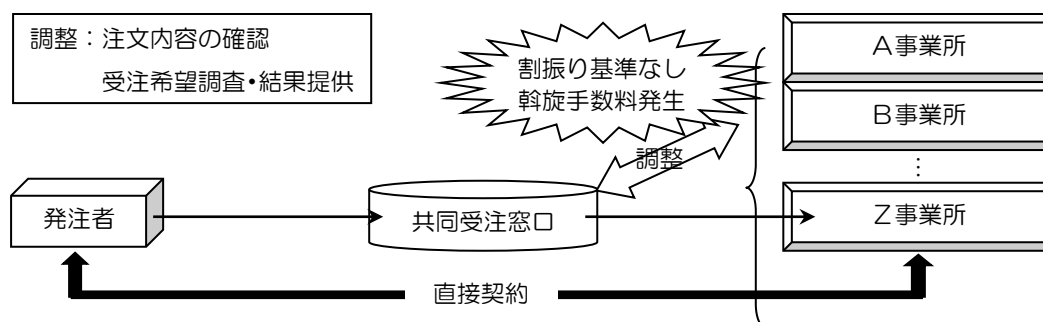
(1) 小口受注

窓口が、電話・FAX・インターネット等により注文を受け、各事業所との仲介・調整を行い受注するもの。

発注者は、各事業所と直接契約を締結する。

窓口は、各事業所より斡旋手数料を徴収する。

〔想定注文〕 1つの事業所で受注可能な数量・規模の小口の注文



(2) 大口受注

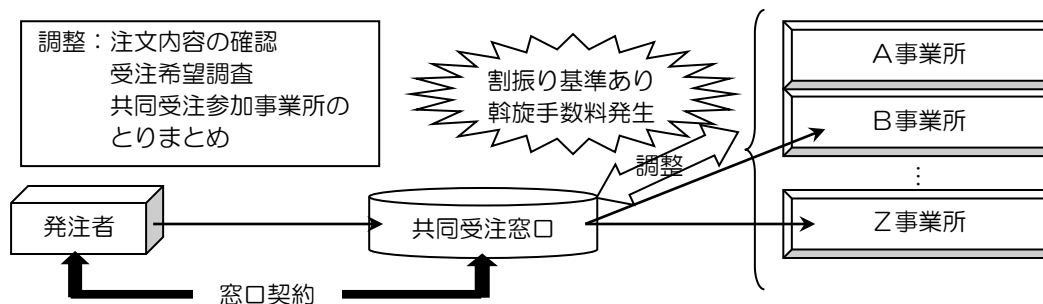
数量・規模が大きい注文や、業務内容が多岐に渡る注文を、複数の事業所が合同で、又は、役割分担により受注するもの。

発注者は、窓口と契約を締結する。

窓口は、各事業所より斡旋手数料を徴収する。

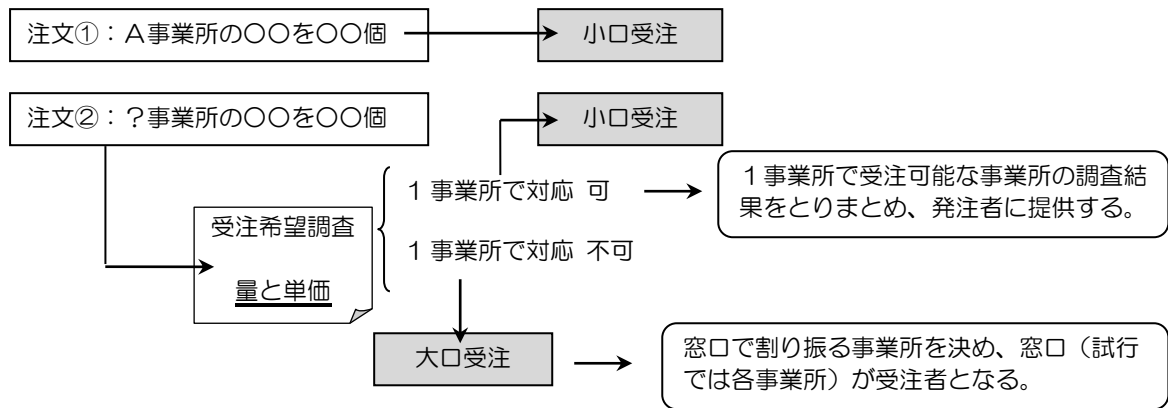
〔想定注文〕 数量・規模が大きく、単独の事業所では対応できない注文

業務内容が多岐に渡り、単独の事業所では対応できない注文



※ 自治体が窓口と高額の随意契約を締結する場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する「障害者施設等に準ずる者」の認定を受ける必要がある。

2. 受注から配分先決定までの流れ



3. 対象事業所

共同受注窓口に登録している事業所

※ 登録が可能な事業所は、群馬県内に所在する以下の事業所とする。

生活介護事業所

就労継続支援A型事業所

就労継続支援B型事業所

地域活動支援センター

※ 登録は随時受け付ける。

4. 割振りの手順

(1) 対象事業所に「受注希望書」の提出依頼をする。

(2) 「受注希望書」では、受注見積額、受注可能量と単価、その単価での下限受注量を聴取する。

(3-1) 単独の事業所で受注可能であれば、小口受注として扱い、希望調査結果を発注者に提供する。

発注者は、希望調査結果をもとに各事業所と契約を締結する。

(3-2) 単独の事業所では受注できない場合は、大口受注として扱う。

受注希望事業所が、各ブロックの幹事事業所等に集まり、下記基準を参考に協議の上、受注数量・担当業務の割振りを決定する。

その際に優先する事項及び順位は次のとおり。

- 〔優先順位〕
- I. 業務の受注が可能
 - II. 納品先が、管轄するブロック（又は隣接市町村）に存する
 - III. 受注可能量が多い
 - IV. 単価が安い

※ ブロックは、次の３つとする。

東 毛：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡

西 毛：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、甘楽郡、多野郡

中北毛：前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡、
佐波郡、吾妻郡、利根郡

※ 各ブロックの幹事事業所は、群馬県社会就労センター協議会
が選定する。

※ 大口受注の各製品・サービスの年度単価は、年度当初の受注
調整時に決定する。

(4) 単価は、原則としてブロック内及び納品先の市町村に隣接する市町村に存する受注
希望事業所の平均額から設定する。その際に、以下の点に配慮する。

- できるだけ多くの事業所が受注できる単価とする。
- 極端に単価を引き上げている事業所がある場合は、当該事業所は除く。平均単
価の１割以内を目安とする。
- ブロック内及び納品先の市町村に隣接する事業所で受注できない場合には、他
ブロックの事業所も対象とする。

(5) 受注事業所は、原則として、作成された希望調査結果表において、上位となった事
業所から順に受注可能量を加算し、必要量を確保できるまでの事業所とする。

(6) 受注事業所の平均受注量を出し、それを目安に受注可能量と下限との間で各事業所
の受注量を増減し調整する。

※ この調整では表の上位の事業所を優先する。

※ 平均受注量では調整しきれない場合は、個別に受注事業所内で、又は受注事業
所数によって調整する。

(7) 以上によりできた割振り案を総合的に見て、共同受注の趣旨（複数事業所が共同し
て受注する）から、公平性・公正性を失うことなく、より適当な方法がある場合には
それによる。この場合、そのようにした理由を明記する。

(8) 最終的には、割振り案を発注者に提示し、了承されたものを決定とする。

〔結果表の作成例〕 必要量：1,000

事業所名	受注可能量	下限	単価
A	510	450	52
B	300	280	50
C	240	200	52
D	230	180	55
E	100	90	52
F	100	95	60

決定事業所

※ 調整結果

A：受注量 460 単価 52

B：受注量 300 単価 52

C：受注量 240 単価 52

※ 発注者に提出する見積価格

52 円×1,000 個=52,000 (円)

● 単価の設定

① 単価は、6事業所の平均 53.5 円。その1割増しは 58.85 円。よって、F事業所を除き、5事業所の平均を出すと、52.2 円。

② 単価は、52 円（四捨五入）とする。

● 受注配分

① 受注量平均は $1,000 \div 3 = 333$

② B、Cは受注可能量が平均より低いので、各々300 個、240 個を採用。

③ 残りは、460 個で、Aの範囲内に入っている。

(9) 同様の注文の2回目以降は、1回目の単価で、受注量の調整のみを行う。また、単価が発注者により指定されている場合もこれと同様に扱う。

この場合、「結果表」の作成にあたって優先する事項及び順位は次のとおり。

- 〔優先順位〕
- I. 業務の受注が可能
 - II. 納品先が、管轄するブロックに存する
 - III. 過去に受注実績が（少）ない
 - IV. 受注可能量が多い

5. 売上の配分

各事業所へは次の式で算出された金額を配分する。

$$(\text{売上総額} - \text{斡旋手数料}) \times \text{各事業所の売上} (\text{受注量} \times \text{単価}) \div \text{売上総額}$$

※ 単価は、調整後の単価とする。（52 円）

6. 割振り結果の公表

窓口の受注結果は、共同受注窓口専用ホームページにより窓口登録事業所に公表する。公表する主な事項は次のとおり。

- 〔公表内容〕
- ・注文日
 - ・受注事業所名
 - ・官公需・民需（業種）
 - ・製品・サービス名とその概要
 - ・受注金額

※ 不調の場合は、下線部分を除き、不調の理由を加えて公表する。

7. 適用

この基準は、平成26年10月1日から適用する。

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約

(趣旨)

第1条 一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」という。）は、群馬県障害者施設等共同受注窓口（以下「本窓口」という。）における事業所の登録及び本窓口の事業の利用等に関する規約（以下「本規約」という。）を次のとおり定めるものとする。

(定義)

第2条 本規約において「事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）又は同条第25項に規定する地域活動支援センターを行う施設をいう。

2 本規約において「登録事業所」とは、本規約に同意の上、第5条の規定により登録を申請し、登録事業所証の交付を受けた事業所をいう。

3 本規約において「あったかぐんまのハートネット」（以下「窓口ホームページ」という。）とは、本会が運営し、登録事業所が、事業所の紹介並びに、製品及びサービスの販売等を行うホームページをいう。

4 本規約において「小口受注」とは、本窓口において斡旋し、単独の登録事業所により受注するものをいう。

5 本規約において「大口受注」とは、本窓口において斡旋し、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文を、複数の登録事業所が合同で、又は、役割分担により受注するものをいう。

(対象事業所)

第3条 登録事業所の対象となる者は、次の事業所のうち群馬県内に所在を置く者とする。

- (1) 就労継続支援A型事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所
- (3) 生産活動を行っている生活介護事業所
- (4) 地域活動支援センター

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、登録の対象としない。

- (1) 組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 重大な法令違反等の不正な行為等があった者
- (3) 前2号に該当する者の依頼を受けて登録の申請をしようとする者

(登録申請)

第4条 本窓口へ登録をしようとする者は、本規約に同意の上、別記様式第1号により本会に申請するものとする。

(登録)

第5条 本会は、前条に規定する申請があったときは、第3条の基準に照らし適正と認めた場合に、登録事業所として登録するものとする。

2 本会は、前項の規定に基づき登録したときは、別記様式第4号により申請者に登録事業所証を交付し、窓口ホームページのユーザーIDを付与するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、既にユーザーIDを取得している者には、新たにユーザーIDを付与しない。

4 登録事業所は、本窓口が登録事業所の共同により運営されるものであることを意識し、善良な管理者の注意をもって、本窓口の事業に取り組むとともに、事業所規約を遵守し

なければならない。

(登録期間)

第6条 本窓口の登録期間は、登録日の存する年度の末日までとする。

(登録事業所情報の管理)

第7条 登録事業所から取得する情報（以下「登録事業所情報」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 法人名
- (2) 法人代表者名
- (3) 法人本部所在地
- (4) 事業所名
- (5) 施設長名
- (6) 事業所所在地
- (7) 電話番号
- (8) F A X 番号
- (9) 事業所メールアドレス（窓口ホームページ用ユーザー I D）
- (10) 窓口ホームページ用パスワード
- (11) 担当者名
- (12) 事業所の種類
- (13) 前年度月額平均工賃
- (14) 金融機関口座情報

2 登録事業所情報は、本会で管理するものとする。

3 本会は、登録事業所情報について、法令の規定により開示が求められた場合及び登録事業所の同意が得られた場合を除き、第三者に開示又は提供等をしないものとする。（窓口ホームページで公開するものは除く。）

4 本会は、登録事業所情報を、本窓口の運営に係る用途で利用する。

5 その他、個人情報の取扱いについては、「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程」により管理する。

(登録事業所情報の変更)

第8条 登録事業所は、登録している登録事業所情報に変更が生じた場合には、変更（予定）日の前後1か月以内に、別記様式第2号により、本会に届け出るものとする。

(登録の解除)

第9条 本窓口の登録解除を希望する登録事業所は、登録解除（予定）日の1か月前までに、別記様式第3号により、本会に届け出るものとする。

ただし、登録事業所が、本窓口において斡旋し、現に具体的取引に着手していた場合には、登録の解除をすることはできない。

(登録の取消し)

第10条 登録事業所が本規約に違反したと本会が判断した場合、又は第21条の禁止事項に該当する行為があると認められる場合には、事前の通告なく、登録を取り消すことができる。

2 本会が登録事業所の登録を取り消した場合には、別記様式第5号により通知する。

(登録の解除等に伴う権利及び義務)

第11条 登録事業所が、前2条の規定により登録の解除又は取消しとなったときは、登録事業所としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、登録事業所が、本窓口において斡旋し、現に具体的取引に着手している業務等の履行、又は登録料等の支払いの義務は、これを免れることはできない。

(登録の更新)

第12条 本会は、毎年度3月1日までに登録事業所から登録解除の意思表示がない場合には、翌年度も登録を継続するものとし、登録事業所に登録事業所証を交付する。

(登録料)

第13条 登録事業所は、本会に登録料を納めるものとする。

また、登録解除等いかなる事由が生じても徴収した登録料は返戻しないものとする。

ただし、本会の過誤による場合はこの限りでない。

2 登録料は、次のとおりとする。

(1) 就労継続支援A型事業所 年間30,000円

(2) 就労継続支援B型事業所 年間20,000円(ただし、当該事業所の前年度の平均賃月額が、群馬県内のすべての就労継続支援B型事業所のそれに満たない場合は、年間10,000円)

(3) 生産活動を行っている生活介護事業所 年間3,000円

(4) 地域活動支援センター 年間3,000円

3 前項に定める登録料は、登録日が10月から翌年3月までの間にある場合は、それぞれその半額とする。

4 登録事業所は、前2項に定める登録料を、一括して、本会が指定する日までに、次のいずれかの方法により納入するものとする。

なお、本会から請求があった日から2か月を越えて納入が認められない場合は、特段の事情がない限り、登録を取り消すものとする。

(1) 本会の指定する口座への振込み

(2) 現金書留使用による郵送

(3) 本会事務局での直接支払い

5 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、登録事業所の負担とする。

(斡旋手数料)

第14条 登録事業所が本窓口から斡旋を受けて受注し、製品の販売等を行い、発注者から代金が支払われた場合は、本会にその売上額を報告し、斡旋手数料を納入するものとする。

2 斡旋手数料は、受注の形態に応じて、次のとおりとする。

(1) 小口受注 当該登録事業所の売上額の10%(円未満切捨て)

(2) 大口受注 当該登録事業所の売上額の20%(円未満切捨て)

3 登録事業所は、前項に定める斡旋手数料のうち、小口受注に係るものを、四半期ごとに、本会により指定された期日までに、次のいずれかの方法により納入するものとする。

なお、本会から請求のあった該当四半期の斡旋手数料について、次の四半期の支払期日を越えて納入が認められない場合は、特段の事情がない限り、登録を取り消すものとする。

(1) 本会の指定する口座への振込み

(2) 現金書留使用による郵送

(3) 本会事務局での直接支払い

4 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、登録事業所の負担とする。

(製品の販売等に係る手数料等)

第15条 登録事業所は、本窓口を通じて製品の販売等を行った場合には、製品及びサービスの代金のほか、次の費用を注文者に請求できるものとする。

(1) 代金引換に係る手数料

(2) 口座振替に係る手数料

(3) 製品及びサービスの発送に係る料金

(4) 包装等注文者の要望に応えるのに要する費用

(その他負担金)

第16条 本会は、共同販売会の開催経費等の実費相当額の負担金を、共同販売会に参加した登録事業所に、請求できるものとする。

(登録事業所向けサービス)

第17条 登録事業所は、本会の提供する次のサービス（以下「登録事業所向けサービス」という。）を受けることができる。

- (1) 本窓口が受け付けた注文の斡旋
- (2) 本窓口が受け付けた大口受注への参加
- (3) 本窓口が開催する販売会、イベント等への参加
- (4) 本窓口が開発した共同製品等の製造、販売
- (5) 窓口ホームページへの登録事業所及び製品及びサービス情報の掲載並びに製品及びサービスの販売
- (6) 本窓口が開催する専門家派遣、研修会への参加
- (7) その他、本窓口が工賃向上のために実施する事業への参加

(大口受注)

第18条 本会は、単独の登録事業所では受注ができない、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文があったときは、複数の登録事業所で受注する大口受注の契約を発注者と結ぶものとする。

- 2 本窓口は、地域ブロック（東毛、西毛、中北毛）ごとに共同受注の調整を行う幹事事業所（以下「幹事事業所」という。）を配置する。
- 3 各ブロックの幹事事業所は、受注を希望する登録事業所を幹事事業所等に招集し、本会が定める「群馬県障害者施設等共同受注窓口割振り基準」を参考に協議の上、大口受注に参加する登録事業所（以下「参加事業所」という。）、受注数量、担当業務の割振りを決定する。
- 4 参加事業所は、原則、損害賠償責任保険に加入し、幹事事業所に保険証書の写しを提出するものとする。
- 5 参加事業所は、本会の承認がなければ受注後、途中で脱退することができない。
- 6 途中で当該受注を脱退する場合には、理由書を提出しなければならない。
- 7 参加事業所の脱退により大口受注業務の契約について損害賠償責任が生じた場合には、当該参加事業所がその責任を負う。さらに、理由書の承認が得られない場合には、違約金として5万円を本会に支払うものとする。
- 8 参加事業所は、大口受注業務終了後、速やかに、幹事事業所にその旨報告し、その検査を請求しなければならない。
- 9 幹事事業所は、前項の請求があったときは、遅滞なく定められた仕様に合致しているかどうかを検査するものとする。
- 10 幹事事業所は、参加事業所の業務現場や事業所に立ち入り、業務状況について検査することができる。
- 11 参加事業所は、前2項の検査により、幹事事業所から所要の措置を講ずるよう通知されたときは、誠実にこれを履行しなければならない。
- 12 本会は、発注者から大口受注の代金が支払われた場合には、30日以内に、参加事業所に、業務分担に応じた配分金を、あらかじめ斡旋手数料を控除した上で、支払うものとする。
- 13 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、本会の負担とする。
- 14 発注者による料金の不払い又は返品等により発生した損害は、参加事業所が負担するものとする。
- 15 本会と参加事業所は、大口受注業務の履行に関し、発注者又は第三者に損害を与え

た場合には、連帯して責任を負うものとする。

16 大口受注業務終了後においても、業務履行における瑕疵により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、本会と参加事業所は連帯してその責任を負うものとする。

17 前2項の規定にかかわらず、損害の原因がいずれかによるものであることが明らかなきは、その損害及びその解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を、原因者に全額求償できるものとする。

(実績の報告)

第19条 登録事業所は、本窓口から斡旋を受けて受注し、製品の販売等をした場合には、速やかに、契約日、契約金額等を本会の指定する方法で報告するものとする。

(履行不能時の対応)

第20条 登録事業所は、契約が履行不能となった場合には、登録事業所の責任で解決し、経緯等を本会に報告するものとする。

(禁止事項)

第21条 登録事業所向けサービスを利用するに当たり、以下の行為を禁止する。

- (1) 登録時に虚偽の内容を登録すること
- (2) 登録事業所向けサービスの利用に当たって、虚偽、不当な申込みをすること
- (3) 登録事業所向けサービスの利用を通して、第三者に意図的に不利益又は損害を生じさせること
- (4) 窓口ホームページのユーザーIDを、他の事業所へ貸与又は譲渡すること
- (5) 窓口ホームページに、虚偽の情報を掲載すること
- (6) 窓口ホームページのプログラム等を不正に使用又は改ざんすること
- (7) 本窓口の運営を不当に妨害し、本会及び他の登録事業所に不利益を生じさせること、又はその恐れがある行為
- (8) 公序良俗及び法令に違反する行為、又はその恐れがある行為
- (9) その他、本会が不適切と判断する行為

(秘密保持)

第22条 登録事業所は、登録事業所向けサービスの利用に当たって得られた情報を、法令の規定により開示が求められた場合及び本人の同意が得られた場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。これは、登録の解除又は取消し後においても同様とする。

(著作権、知的財産権)

第23条 窓口ホームページ上のデータ、画像、システム等（本窓口以外の広告及び登録事業所が掲載したものを除く。）の著作権は、群馬県に帰属するものであり、群馬県の許可がない限り、窓口ホームページ以外で利用することはできないものとする。

2 登録事業所が、第三者が著作権を有する著作物を窓口ホームページ上に掲載する場合は、登録事業所が当該著作権保持者より承諾を得る必要があり、本会は関与しないものとする。

(免責事項)

第24条 本窓口の運営に係る本会の免責事項は次のとおりとする。

- (1) 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断、遅滞並びに中止、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他、登録事業所向けサービスに関して登録事業所に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとする。

ただし、損害の原因が本会の責めに帰すべき事由によるときは、本窓口において斡旋し、登録事業所が現に具体的取引に着手していた場合に限り当該取引の金額を上限として責任を負うものとする。

- (2) 登録事業所が、登録事業所向けサービスの利用に際して、第三者に対し損害を与えた場合、登録事業所は自己の責任と負担をもって解決し、本会に損害を与えないもの

とする。

- (3) 登録事業所と発注者等との間に、本窓口の運用に関し、紛争が生じた場合、又は第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権若しくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて登録事業所の責任と負担において、発注者等が同意するかたちで解決するものとする。

また、本会が発注者等に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合には、登録事業所はその全額を本会に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を本会に支払うものとする。

- (4) 天災、火災、停電、戦争、テロ等の不可抗力により、登録事業所向けサービスの提供が不可能となった場合に、本会は、登録事業所向けサービスの一部又は全部の提供を中断することができる。

また、この中断により登録事業所に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとする。

- (5) 本会は、窓口ホームページのコンテンツ、デザイン等を予告なく変更することができる。

(協議による解決の原則)

第25条 本規約に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本会と登録事業所の両者の協議の上、誠意をもって解決、決定するものとする。

また、本会と登録事業所の間に新たな契約又は取決めが生じない限り、本規約が優先されるものとする。

(管轄裁判所)

第26条 本会と登録事業所の間に紛争が生じた場合は、前橋地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(本規約の変更)

第27条 本会は、本規約を変更する場合には、登録事業所に事前に通知するものとする。

また、本規約の変更の効力は、別途本会が明示的に定める場合を除き、窓口ホームページ上での公表をもって生じるものとする。

(その他)

第28条 この規約に定めのない事項については、本会理事会の決議により別に定める。

附 則

この規約は、平成26年10月1日から施行する。

(別記様式第 1 号)

群馬県障害者施設等共同受注窓口 登録事業所登録申請書

法人情報	フリガナ																																				
	法人名																																				
	フリガナ																																				
	法人代表者																																				
	所在地	〒																																			
事業所情報	フリガナ																																				
	事業所名																																				
	フリガナ																																				
	施設長																																				
	所在地	〒																																			
電話番号		()	FAX番号	()																																	
事業所メールアドレス (ID用)																																					
フリガナ																																					
担当者																																					
事業所の種類 (該当するところを塗りつぶす。 複数登録する場合は複数記入。)		☐ 就労継続支援A型 ☐ 就労継続支援B型 ☐ 生活介護 ☐ 地域活動支援センター																																			
前年度平均工賃月額 就労継続支援B型事業所のみ記入		円 ※前年度の実績が出ていない場合には、空欄で結構です。 実績が出次第、速やかに本窓口に報告してください。																																			
口座情報		金融機関・支店名 () 預金種目 1 普通 2 当座 3 貯蓄 ※該当に○ 口座番号 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (右詰で記入) 口座名義 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (カタカナ)																																			

群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約に同意し、上記のとおり登録申請します。

平成 年 月 日

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会会長 様

法人名 _____

代表者名 _____ 印 _____

(別記様式第 2 号)

群馬県障害者施設等共同受注窓口 登録事業所情報変更届出書

フリガナ	
法人名	
フリガナ	
事業所名	
所在地	〒
変更事項	
変更前	
変更後	
変更(予定)日	

※ 変更（予定）日の前後 1 か月以内に届け出ること。

登録内容に変更があったため、上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会会長 様

法 人 名 _____

代表者名 _____ 印 _____

(別記様式第 3 号)

群馬県障害者施設等共同受注窓口 登録解除届出書

フリガナ	
法人名	
フリガナ	
事業所名	
所在地	〒
登録解除日	
解除理由 (該当する理由に○をつけてください)	差し支えなければ、今後の運営の参考に、ご回答ください。 ・登録料等の負担が大きい ・業務の受注量が少ない ・事業所の休止又は廃止 ・他の共同受注窓口に参加 ・その他 ()

※ 登録解除日の 1 か月前までに届け出ること。

群馬県障害者施設等共同受注窓口の登録を解除したいので、上記のとおり届け出ます。
平成 年 月 日
一般社団法人群馬県社会就労センター協議会会長 様
法人名
代表者名 印

(別記様式第4号)

群馬県障害者施設等共同受注窓口 登録事業所証

法人名

代表者名

事業所名

登録期間 年 月 日から 年 月 日

上記の事業所について、群馬県障害者施設等共同受注窓口の登録事業所であることを証明します。

年 月 日

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会

会 長

(別記様式第 5 号)

群馬県障害者施設等共同受注窓口 登録取消通知

法 人 名

代表者名

事業所名

登録取消日 年 月 日

上記の事業所について、群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約第
11 条の規定により群馬県障害者施設等共同受注窓口の登録を取り消しました
ので、通知します。

年 月 日

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会

会 長

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 群馬県障害者施設等共同受注窓口利用規約

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 共同受注窓口の利用（第4条－第11条）
- 第3章 ホームページの利用登録（第12条－第24条）
- 第4章 禁止事項（第25条）
- 第5章 免責事項（第26条）
- 第6章 雑則（第27条－第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 一般社団法人群馬県社会就労センター協議会（以下「本会」といいます。）は、本会が運営する群馬県障害者施設等共同受注窓口（以下「本窓口」といいます。）の利用等に関する規約（以下「本規約」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

（定義）

第2条 本規約において「利用者」とは、本窓口において提供する利用者向けサービス（以下「利用者向けサービス」といいます。）を利用する個人又は法人をいいます。

2 本規約において「ホームページ登録者」とは、本窓口において運営するホームページ「あったかぐんまのハートネット」（以下「窓口ホームページ」といいます。）上で、第13条による登録を行った利用者をいいます。

3 本規約において「登録事業所」とは、群馬県内に所在を置く、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、生産活動を行っている生活介護事業所及び地域活動支援センター（以下「障害者施設等」といいます。）のうち、本会が定める「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約」の規定に基づき、本窓口に登録している事業所をいいます。

4 本規約において「小口受注」とは、本窓口において斡旋し、単独の登録事業所により受注するものをいいます。

5 本規約において「大口受注」とは、本窓口において斡旋し、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文を、複数の登録事業所が合同で、又は、役割分担により受注するものをいいます。

（本窓口の目的）

第3条 本窓口は、就労に必要な知識や能力を身につけるための訓練等を実施する障害者施設等において利用者に支払われる工賃水準を向上させ、自立した生活を送れるようにするために、複数の事業所が共同して受注、販売促進及び品質管理等を行うことにより受注量の増大、販路の拡大等を図ることを目的としています。

第2章 共同受注窓口の利用

（利用者向けサービス）

第4条 利用者は、本窓口の提供する次のサービスを利用することができるものとします。

（1）登録事業所が提供する製品及びサービスの注文について、本窓口において仲介及び

斡旋を受けることができます。

- (2) 単独の登録事業所では受注することができない、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文について、利用者が希望する場合には、複数の登録事業所が合同で、又は、役割分担により受注する大口受注の契約を、本会与結ぶことができます。

(利用条件)

第5条 本窓口の利用を希望する個人又は法人は、本規約に同意の上、利用者向けサービスの利用をすることができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する個人又は法人については、利用者向けサービスを利用することはできません。

- (1) 組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある法人の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人
- (2) 重大な法令違反等の不正な行為等があった個人又は法人
- (3) 前2号に該当する者の依頼を受けて利用しようとする個人又は法人

(利用者情報の管理)

第6条 利用者から取得する情報（以下「利用者情報」といいます。）は以下のとおりとします。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 法人名
- (6) 法人代表者氏名
- (7) 法人所在地
- (8) 担当部署
- (9) 電話番号
- (10) F A X 番号
- (11) メールアドレス
- (12) その他、利用者向けサービスの利用に当たって必要な情報

- 2 利用者情報は、本会で管理するものとします。

- 3 本会は、利用者情報について、法令の規定により開示が求められた場合及び利用者の同意が得られた場合を除き、第三者に開示又は提供等をしないものとします。

- 4 本会は、利用者情報を、本窓口の運営に係る用途で利用します。

- 5 その他、個人情報の取扱いについては、「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会 個人情報保護規程」により管理します。

(利用料)

第7条 利用者向けサービスの利用料は無料とします。

(製品及びサービスの注文に係る手数料等)

第8条 本窓口を通して製品及びサービスを注文した場合の次の費用については、原則として、利用者が負担するものとします。

- (1) 代金引換に係る手数料
- (2) 口座振替に係る手数料
- (3) 製品の発送に係る費用
- (4) 包装等利用者の要望に応えるのに要する費用

- 2 前項第3号及び第4号の費用については、それぞれの登録事業所ごとに利用者に請求するものとします。

- 3 前項の規定にかかわらず、大口受注の場合には、第1項第3号及び第4号の費用につ

いて、本会から利用者に請求するものとします。

(製品の発送方法)

第9条 製品の発送方法は、利用者と当該登録事業所（大口受注の場合には本会）において調整の上、決定するものとします。

(製品の返品)

第10条 製品の瑕疵、配送中の破損、品違い、その他当該登録事業所（大口受注の場合には本会）が認める場合を除き、製品の返品はできないものとします。

2 製品の瑕疵があった場合には、利用者は、製品到着後2週間以内に、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

当該登録事業所（大口受注の場合には本会）で確認の上、瑕疵等が確認できた場合に限り、製品の交換を行います。

(注文の取消し)

第11条 利用者の都合により注文を取り消す場合は、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

その場合には、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）から、その製品及びサービスの金額を上限として、製品及びサービスの提供の準備に要した費用を利用者に請求できるものとします。

第3章 ホームページの利用登録

(ホームページ登録者向けサービス)

第12条 ホームページ登録者は、利用者向けサービスのほか、本窓口において提供する次のサービスを利用することができるものとします。

(1) 登録事業所が提供する製品及びサービスの注文について、窓口ホームページ上で登録事業所に注文することができます。

(2) 窓口ホームページ上で注文する際に、個人情報の入力省略できます。

(3) 登録事業所が提供する製品及びサービスについて、窓口ホームページ上で、「お気に入り」に登録し、一覧表示できます。

(4) 本窓口において開催する販売会等のイベントについて、情報提供を受けられます。

(5) その他本窓口において提供する各種特典を受けられます。

(利用登録)

第13条 窓口ホームページの利用を希望する利用者は、本規約に同意の上、窓口ホームページ上で登録を行うものとします。

2 本会は、利用者が前項の規定に基づき利用登録を行ったときは、窓口ホームページのユーザーIDを付与するものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する個人又は法人については、窓口ホームページに登録することはできません。

(1) 組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある法人の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人

(2) 重大な法令違反等の不正な行為等があった個人又は法人

(3) 前2号に該当する者の依頼を受けて登録の申請をしようとする個人又は法人

(登録期間)

第14条 窓口ホームページの登録期間は、ホームページ登録者が登録を解除する、又は本会が登録を取り消すまでの期間とします。

(ホームページ登録者情報の管理)

第15条 ホームページ登録者から取得する情報（以下「ホームページ登録者情報」といいます。）は以下のとおりとします。

- (1) 氏名
 - (2) 性別
 - (3) 生年月日
 - (4) 住所
 - (5) 法人名
 - (6) 法人代表者氏名
 - (7) 法人所在地
 - (8) 担当部署
 - (9) 電話番号
 - (10) メールアドレス（窓口ホームページユーザーID）
 - (11) 窓口ホームページ用パスワード
 - (12) その他、窓口ホームページの利用に当たって必要な情報
- 2 ホームページ登録者情報は、本会で管理するものとします。
 - 3 本会は、ホームページ登録者情報について、法令の規定により開示が求められた場合及びホームページ登録者の同意が得られた場合を除き、第三者に開示又は提供等をしないものとします。
 - 4 本会は、ホームページ登録者情報を、本窓口の運営に係る用途で利用します。
 - 5 その他、個人情報の取扱いについては、「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程」により管理します。
 - 6 前各項の規定は、登録の解除又は取消し後においても同様とします。
- （ホームページ登録者情報の変更）**
- 第16条 ホームページ登録者は、登録情報に変更が生じた場合には、変更後、遅滞なく窓口ホームページ上で変更を行うものとします。
- 2 ホームページ登録者は、既に窓口ホームページを通して発注し、受注した登録事業所が現に具体的取引に着手している場合には、当該登録事業所に報告するものとします。
- （登録の解除）**
- 第17条 窓口ホームページの登録の解除を希望するホームページ登録者は、窓口ホームページ上で登録の解除を行うものとします。
- （登録の取消し）**
- 第18条 ホームページ登録者が本規約に違反したと本会が判断した場合、又は第25条の禁止事項に該当する行為があると認められる場合には、事前の通告なく、登録を取り消すことができるものとします。
- （登録料）**
- 第19条 窓口ホームページの登録料は無料とします。
- （製品及びサービスの注文に係る手数料等）**
- 第20条 窓口ホームページを通して製品及びサービスを注文した場合の次の費用については、原則として、ホームページ登録者が負担するものとします。
- (1) 代金引換に係る手数料
 - (2) 口座振替に係る手数料
 - (3) 製品の発送に係る費用
 - (4) 包装等利用者の要望に応えるのに要する費用
- 2 前項第3号及び第4号の費用については、それぞれの登録事業所ごとにホームページ登録者に請求するものとします。
 - 3 前項の規定にかかわらず、大口受注の場合には、第1項第3号及び第4号の費用について、本会からホームページ登録者に請求するものとします。
- （製品の発送方法）**

第21条 製品の発送方法は、ホームページ登録者と当該登録事業所（大口受注の場合には本会）において調整の上、決定するものとします。

（製品の返品）

第22条 製品の瑕疵、配送中の破損、品違い、その他当該登録事業所（大口受注の場合には本会）が認める場合を除き、製品の返品はできないものとします。

2 製品の瑕疵等があった場合には、ホームページ登録者は、製品到着後2週間以内に、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

当該登録事業所（大口受注の場合には本会）で確認の上、瑕疵等が確認できた場合に限り、製品の交換を行います。

（注文の取消し）

第23条 ホームページ登録者の都合により注文を取り消す場合は、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）にその旨を連絡するものとします。

その場合には、当該登録事業所（大口受注の場合には本会）から、その製品及びサービスの金額を上限として、製品及びサービスの提供の準備に要した費用をホームページ登録者に請求できるものとします。

（著作権、知的財産権）

第24条 窓口ホームページ上のデータ、画像、システム等（本窓口以外の広告及び登録事業所が掲載したものを除く。）の著作権は、群馬県に帰属するものであり、群馬県の許可がない限り、利用することはできないものとします。

2 各登録事業所が窓口ホームページに掲載したデータ、画像の著作権は、掲載した登録事業所に帰属するものであり、当該登録事業所の許可がない限り、利用することはできないものとします。

第4章 禁止事項

（禁止事項）

第25条 本窓口を利用するに当たり、以下の行為を禁止します。

- (1) 製品及びサービスについて、虚偽、不当な注文をすること
- (2) 窓口ホームページ登録時に虚偽の内容を登録すること
- (3) 本窓口の利用を通して、本会及び登録事業所に意図的に不利益又は損害を生じさせること
- (4) 窓口ホームページのユーザーIDを、他人へ貸与又は譲渡すること
- (5) 窓口ホームページのプログラム等を不正に使用又は改ざんすること
- (6) 本窓口の運営を不当に妨害し、本会及び登録事業所に不利益を生じさせること、又はその恐れがある行為
- (7) 公序良俗及び法令に違反する行為、又はその恐れがある行為
- (8) その他、本会が不適切と判断する行為

第5章 免責事項

（免責事項）

第26条 本窓口の運営に係る本会の免責事項は次のとおりとします。

- (1) 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断、遅滞並びに中止、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他、窓口ホームページの利用に関して利用者に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとします。

ただし、損害の原因が本会の責めに帰すべき事由によるときは、本窓口において斡旋し、利用者が登録事業所と現に具体的取引に着手していた場合に限り、当該取引の金額を上限として責任を負うものとします。

- (2) 利用者と登録事業所との取引に当たり、利用者が負った損害については、本会は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 利用者と登録事業所の間に、本窓口の運用に関し、紛争が生じた場合、又は第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権若しくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、本会は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 天災、火災、停電、戦争、テロ等の不可抗力により、サービスの提供が不可能となった場合に、本会は、サービスの一部又は全部の提供を中断することがあります。
また、この中断により利用者に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 本会は、窓口ホームページのコンテンツ、デザイン等を予告なく変更することができるものとします。

第6章 雑則

(管轄裁判所)

第27条 本会と利用者の間に紛争が生じた場合は、前橋地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

(本規約の変更)

第28条 本会は、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。

また、本規約の変更の効力は、別途本会が明示的に定める場合を除き、窓口ホームページ上での公表をもって生じるものとします。

(その他)

第29条 この規約に定めのない事項については、本会理事会の決議により別に定めます。

附 則

この規約は、平成26年10月1日から施行する。